

環境省 行政事業レビュー
(公開プロセス)

平成25年6月18日(火)

環境省

環境省 行政事業レビュー（公開プロセス）

1. 開催日時 平成25年6月18日（火）13:59～17:10

2. 開催場所 環境省第1会議室

3. 外部有識者 7委員

石 田 晴 美 委員

上 山 直 樹 委員

小 林 辰 男 委員

清 水 涼 子 委員

園 マ リ 委員

高 岡 美 佳 委員

新 美 育 文 委員

4. 議 事

事業番号1：生物多様性保全活動支援事業

事業番号2：海底下CCS実践のための海洋調査事業

事業番号3：化学物質環境実態調査

午後 1時59分 開会

○事務局 ただいまより平成25年度環境省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

会議に先立ちまして、環境省の行政事業レビュー推進チームの統括責任者であります鈴木官房長より、挨拶申し上げます。

○鈴木官房長 鈴木でございます。

本日はお忙しいところ、本審議のために御参集いただきまして、ありがとうございます。

皆様も御承知のとおり、行政事業レビューは、各府省が自ら外部性、公開性を確保しながら、予算の執行状況を点検して、その結果を事業の見直しに反映させるという取組でございます。

本日は、事業の規模とか、政策の優先度、あるいは長期的継続しているというような事業につきまして検討を行いました結果、公開の場で外部の視点による検証を行っていただくことが有効であろうということで、3事業を選ばせていただいております。

また、行革事務局からは、本年は、この公開プロセスにおける点検議論というのは、事業の無駄を削減するという観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すというような観点から、熟議型で行っていただきたいというふうな御要請もいただいております。

そうした各委員からの御意見を踏まえまして、この結果を来年度の予算要求や事業の執行に的確に反映していきたいというふうに考えております。

少し時間をいただいて御議論ということになりますけれども、よろしく願いいたします。

○事務局 公開プロセスは、環境省選定の外部有識者3名と行政改革推進本部事務局選定の外部有識者3名の、6名で質疑・点検・評価をしていただきます。評価の取りまとめ、調整・公表を行う取りまとめ役は、小林委員にお願いします。

これからの進行は、鈴木官房長にお願いいたします。

○鈴木官房長 それでは、早速ですけれども議論を進めさせていただきます。

初めに、事業番号1の生物多様性保全活動支援事業の説明をお願いします。

○牛場生物多様性施策推進室長 生物多様性施策推進室長の牛場と申します。よろしく願いいたします。

以下、着席して御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料を御覧になりながら説明を聞いていただきたいと思います。

国は、国土全体の生物多様性を保全し、その恵みであるさまざまな生態系サービスを長期

的かつ継続的に、すなわち持続的に利用するため、国立公園を初めとする日本の自然環境を代表する地域や、多様な生物の生息生育地として重要な地域など、特に生物多様性の保全上重要な地域の保全などを図る必要がございます。

また、絶滅危惧種の保護、外来種の防除などの取組については、重要な地域に限らず国の取組の役割とされております。

しかしながら、数多くの絶滅危惧種の保護、全国に蔓延する外来種の防除、シカに代表されます鳥獣被害対策などについて、国だけではとても全てに手が回らないという実態がございます。そのため、特に対策の優先度が高く、長期的かつ継続的に実施する必要のある事業を国の直轄事業として実施してきているところでございます。

一方で、国の直轄事業に準じて必要性の高い事業については、積極的な地方自治体の発意や、多様な主体の総合力を生かした取組を重点的に支援することが国の生物多様性保全施策上、効率的かつ効果的であり、例えば、絶滅危惧種の包括度確認、地域の自然的・社会的条件に応じ、自然との共生を目指す地域づくりなどを支援することが重要と考えております。

このため、今日、御説明する事業では、地域固有の生物多様性を保全する観点から、地域が発意し、地域が主体的・積極的に取り組むものであって、先進的・効果的な取組を支援し、各地域に国土全体の生物多様性の保全の重要な役割の一部を担っていただくものとしてございます。

具体的には、長期的かつ継続的に、そして自立的な活動となりますよう、委託事業については地域における持続的な活動のかなめとなる法定計画の策定と、それに基づく先進的・効果的な事業の実施を対象に、各地域が長期的かつ継続的に活動を展開するための呼び水として、立ち上げの段階での取組を重点的に支援するものでございます。

また、交付金事業につきましては、多様な主体が参画する各地の協議会が主体的に実施する先進的・効果的な活動を対象に、その経費の一部を交付し、支援するものでございます。

採択要件につきましては、それぞれ委託につきましては公募形式であり、全国からやる気のある団体が応募してきてございまして、その中から、生物多様性の観点から重要な地域での取組や公益的な視点、科学的知見の活用の視点、新たな技術の研究開発の視点、住民や事業者など多様な主体との連携の視点などから、優先的に採択することとしています。

交付金につきましても、同様に公募形式でございまして、やる気にあわせ、さらに予算も確保した上での全国各地からの応募でございまして、シカを初め著しい生態系被害を及ぼす種や、絶滅のおそれの高い種の保護管理対策、さらに外来生物対策、法令や国際条約等に基

づく重要地域の保全における対策などであって、資料にございます要件を満たす案件については、事業、規模、内容を審査し、必要な査定を行い、積極的に採択することとしております。

資料のページ1のレビューシートの成果目標の欄に、数値化が可能なものとして地域戦略の策定都道府県数などを挙げてございますが、平成24年度の56件の支援事業の概要と、これまでの具体的な成果については、資料のページ11～20、ページ23～28のとおりでございます。

本日は時間の限りがございますので、委託事業については法定計画ごとに、交付金については事業規模の大きいものの中から、幾つかの事例についてその成果を御紹介させていただきますと思います。

まず、委託事業につきましては、ページ13のナンバー8になります。生物多様性基本法に基づく沖縄県の生物多様性地域戦略の策定事業でございます。

平成22年から平成24年度にかけて本事業を活用し、平成25年3月に生物多様性地域戦略を策定されました。

本戦略では、世界自然遺産への登録推進、サンゴ礁生態系の保全再生、環境共生型観光地の形成など沖縄県全域の施策とともに、多くの離島から成る特殊性から、五つの圏域ごとの将来像や、希少種の保護、自然と共生する農業の推進などの重点施策を明示し、希少で脆弱な世界でも独特の自然環境を保全しつつ、持続的に利用するための基本的な考え方が明確にされております。今後、この戦略に基づいて、さまざまな施策が講じられることとなります。

ページ12にございますナンバー5、鳥獣保護法に基づく山梨県のニホンジカ、特定鳥獣保護管理計画の実証事業については、ニホンジカの生息数が大変増加してございまして、南アルプス、八ヶ岳、富士山などの自然植生への生態系被害が発生している山梨県で、効果的かつ効率的なシカの捕獲方法の実証事業を実施し、新たな捕獲技術が開発されました。

全国各地域におけるシカ対策に活用してもらうため、環境省のホームページでも公表しているところでございます。

同じページのナンバー6、種の保存法に基づく長崎県対馬市のツシマヤマネコ保護増殖事業計画の策定事業でございます。

長崎県の対馬のみに生息し、絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの生息環境に影響を及ぼしていると考えられてございますシカやイノシシによる生態系への影響をモニタリングする技術や、体制の整備が進んでおります。

今後、ツシマヤマネコの野生復帰の技術的検討を行う中で、生息地の公的環境の検討や把

握につながる重要な成果が得られております。

ページ11に戻っていただきますが、ナンバー2、外来生物法に基づく和歌山県タイワンザルワーキンググループの防除実施計画の策定実証事業でございます。

平成22年度から24年度にかけて実施した本事業により、和歌山県北部に分布していた特定外来生物のタイワンザルの個体群をほぼ根絶した可能性が高く、他地域への拡大を未然に防止する成果を上げております。

ページ20のナンバー39、地域連携促進法に基づく岡山県真庭市の地域連携保全活動計画の策定事業でございます。

バイオマスボイラーの導入により削減したCO2排出量のクレジットを企業へ売却し、その売却益を、湿地やため池を特徴とする地域の里地・里山の保全活動に還元するとともに、さまざまな希少種の生息・生育地の保全活動に企業社会が参画する「トンボの里プロジェクト」を実施しています。

今後、企業の参画や多様な主体の連携の仕組みとして、全国のモデルとなる活動計画が策定される予定でございます。

続きまして、交付金事業につきましても、幾つか御紹介させていただきます。

ページ23でございますナンバー3、竹生島カワウ対策事業推進協議会の事業でございます。

地元滋賀県との連携により、銃器による捕獲を継続してきた結果、竹生島周辺のカワウの生息数は平成20年秋の約5万9,000羽をピークに大幅に減少し、平成24年秋は5,400羽の確認にとどまっているなど、生息数は大きく減少しております。これに伴って、立ち枯れが進行していたタブノキ林の回復が見られ、その下層の植生も顕著な回復傾向にあります。

なお、当協議会は発展的に解消され、今年度より琵琶湖北部カワウ等対策事業推進協議会が、総合的な対策を進める予定になっております。

○鈴木官房長 時間がそろそろ来ていますので、あと1分ぐらいでまとめていただけますか。

○牛場生物多様性施策推進室長 続きまして、ページ24、ナンバー4、なごや生物多様性保全活動協議会です。

大都市に残された貴重な野生生物の生息地において、市民を初め多様な主体が参画し、詳細な生物相の調査などが行われ、それらを踏まえた在来生物の保全や外来生物の駆除作業が進められ、その効果についてもモニタリングが続けられています。

また、市民からの情報をもとに生物情報モニタリングデータベースが構築され、外来生物の分布把握、防除につなげるシステムが整えられております。

平成26年度以降も活動は継続される予定になっております。

最後の事例です。ページ24、ナンバー5、コウノトリ生息地保全協議会の事例でございます。

兵庫県豊岡市でコウノトリが生息できる豊かな自然環境の保全再生を目指し、次代を担う子ども育成プログラムや、ツーリズムのプログラムの作成などを実施すると同時に、南関東地域における野生復帰を目指した構想や、越前市における取組など、他地域との活動とのネットワークの強化も図りながら、コウノトリのモニタリングや生き物調査、生息地保全作業など、地域住民による活動が活性化しております。

また、地域住民による調査結果を生かす生物多様性情報システムの構築に向けた取組も進められております。

以上のように、24年度は56件の事業を支援させていただいておりますが、さまざまな成果を上げてございまして、引き続き、環境省担当室としては、この事業を進め、全国各地の取組を支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木官房長 それでは事務局から論点の説明をお願いします。

○中井会計課長 行政事業レビューの冊子の29ページを御覧いただきたいと思います。

論点を三つほど挙げてございます。

第1に、事業によりどのような成果が出ているか。

第2に、全計画等を策定するまで支援するのか。また、具体的に何%の達成度まで支援するつもりなのか。

第3に、協議会支援は、結局、国費の支援がなくなると活動できなくなるのではないかと（自立できるようなスキームなのか）。

以上でございます。

○鈴木官房長 以上で、事業の説明と論点の説明を終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

御意見、質問等がございましたら、ぜひよろしくお願いたします。

○清水委員 そもそもなんですけれども、委託事業については、これは、そもそも委託になじむものなのかということについて、よく理解できないんですけれども。

計画を立てるのは自治体の努力義務であるというふうに聞いておりますけれども、委託によって計画を立てさせるという筋のものではないと思うんですけれども。

その点はいかがでしょうか。

○牛場生物多様性施策推進室長 若干、説明が繰り返しになるかもしれませんが、この国土全体の生物多様性を保全するという観点から、地域の自発的な活動ですとか、多様な主体による連携促進を図ることが大変重要と考えておまして、各地域が長期的かつ継続的に活動を展開するための呼び水として、立ち上げの段階での取組を重点的に支援する必要があるというふうに考えています。

現実には、国だけではとても生物多様性保全のために手が回らないという実態がございますので、そういった地域の役割を担っていただきたいということです。

○清水委員 すみません、申し訳ありません。

私が今申し上げているのは、立ち上げのときの支援というのはあり得ると思うんです。それは、早期に法定計画なりをつくるということについては、もしかしたら支援が必要なのかもしれないんですが、それは補助という形もあり得るわけで、なぜ委託なのか。

委託というと、委託の成果物というのは国のほうに帰属するのが通常だと思うんですけれども、そういう形にするのは本来なじまないのではないかと申し上げているんですが。

その点はいかがですか。

○牛場生物多様性施策推進室長 委託・請負の形、補助の形ということでございますが、私どもは、必ずしも御指摘のように委託という形でなきゃならないということはないかもしれません。

ただ、実質的に部分的な補助というものではなくて、10分の10という形で、重点的に支援させていただきたいということで考えた事業でございます。

○清水委員 10分の10であっても、補助というのは、それがいいかどうかは別として、あり得ると思うんですけど。

なぜ委託という形なのかということが、まず理解できないんです。

計画策定自体は、自治体がやるべき自治事務だというふうに理解しているんですけど、そういう理解でよろしいわけですね。

○牛場生物多様性施策推進室長 計画の策定は、基本的にそういうことでございます。

○清水委員 国がお願いして、つくってもらわなきゃいけないのかというふうなことがわからないんです。

○牛場生物多様性施策推進室長 お願いというか、やはり重要な役割を担っていただくということで、国のほうから手厚い支援をしているということでございまして、委託か補助かと

いう契約の問題はさておき、そここのところの整理が十分でないかもしれませんが、考え方としては、そこをとにかく手厚く支援したいということでございます。

○清水委員 では、もう一つだけ委託事業について申し上げますと、いろいろアウトカムの取り方については、他の委員のほうから御発言があると思うんですけども、中身です。

要するに、これは計画策定と実証事業というふうに伺っておりまして、山梨県の結果を出していただいているんですけども、その結果を拝見しますと、計画策定のほかに、シカの捕獲方法の開発と、先ほども御説明がありましたけれども、というふうなことがメインの成果というふうになっております。

これについては、他の事業と重複が見られると思うんですけども。

例えば、環境省の希少種の保護であったりとか、あるいは、農水省関係の鳥獣被害の防止とか、いろいろあると思うんですけども。

中身が結局同じじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○牛場生物多様性施策推進室長 まず、他省庁との、特に農林水産省さんとの事業との関係でございますが、農林水産省は、あくまでも農林水産業への被害対策ということで、一般的には、主に人里周辺、農地周辺といたしますか、そういったところでの駆除対策を事業としてやられているというふうに承知しております。

環境省は、生態系への被害対策ということで、生物多様性保全上重要な地域、里山、人里よりも、むしろ奥山、国立公園の周辺ですとか、そういった地域で駆除を実施しているといったような整理をしております。

○清水委員 理論的にはすみ分けができるというふうな御説明かもしれませんが、ただ、山梨県を見ますと牧場でのシカの対策ということも書いてありますし、明確に区別することはやっぱり難しいと思うんです。

シカの捕獲方法の開発であれば、それは別に農産物、要するに畑とか田んぼとかだけではなくて、利用できるわけですし、結局それは重複しているのではないかというふうに思うんですけども。

成果としては、同じものができないのではないかと思うんですが。

○自然環境局 私のほうからお答えさせていただきます。

まず重複については、理論上はあり得るかもしれませんが、実際の現場でしっかりと連携をとって重複のないようにするというのは、山梨県のケースではしっかり行われておりますので、重複はないというふうに認識しております。

また、捕獲の技術についてですけれども、ほかの地域で、いろんな分野でやったものが応用できる部分はもちろんございますけれども、その場所であったり、地域特性に応じて捕獲手法というのはかなり違ってまいりますので、そこは、それぞれの場所に応じて適切なものを、技術開発を行って、かつ、それを広く使える場所にはきちんと使っていくというふうに整理しております。

○清水委員 重複はないということについて、確認ですけれども、それは農水省の制度との重複がないということですか。

どういうふうにすみ分けされているのか、具体的に教えていただきたいんですが。

○自然環境局 少なくとも、ここで支援しているのは技術開発ということですので、牧場でやるというもの、実際の事業もございますけれども、それについても、この地域のシカ個体群の移動のあり方といいますか、ここでとると、冬の間に、山梨県の南アルプスの北、上のほうに行くような個体がとれるとか、そういったような個体群の移動の状況なども見た上での捕獲ということになりますので、そこはしっかり整理しているつもりでございます。

また、環境省内の事業についても、山の上でとる、それも銃器でとるやり方は環境省でやるのか、わなを主体として県のほうでとるといったような、いろんな手法を試しながら、連携しながらやっていくという形で進めております。

○石田委員 今のことに関係してなんですが、私は神奈川県に住んでおまして、神奈川県のアシタで少し行政評価みたいなお仕事をさせていただいたこともあります。あと、神奈川県ともちょっとお付き合いがございます。

そうすると、まさに市町村、県でやっていらっしゃいますよね。例えば、アシタだと農作物被害防除事業というので、やはりニホンジカ、丹沢で防除をやっています。電気おりとか。

市町村でやっていることを、なぜ国がやるのか。

先ほどの質問は、ほかの省庁でもやっているじゃないか、そのすみ分けはということだと思うんですけれども、今度は市町村や神奈川県もやっています。やはりアシタを抱えていますからニホンジカの防除とかやっているとと思うんですけど、どうして市町村がやっていることなのに、わざわざ国がやるのか。

あと、同じように、里地・里山というのも今回、載っていらっしゃいますよね。

里地・里山は、私は神奈川県ですが、しつこいですが、ほとんどの市町村で、里地・里山の保全活動の民間団体への補助とか、団体の立ち上げというのは随分積極的にやっているように思うんですけど。なぜ国がやる必要があるのでしょうか。

○牛場生物多様性施策推進室長 まず、国は生物多様性保全上、非常に重要な地域、国立公園とか、そういったところで、予算と人力的な限りのある中でやっております。

例えば、鳥獣、シカというのは、非常に広範囲に移動します。国立公園の重要地域の中だけで取組を進めていけば被害がおさまるというものではなくて、その周辺地域も含めて取組を実施する必要がございます。

そういったところは地方自治体の役割というのが非常に大きくて、連携した取組がぜひ必要だということで、例えば、先ほどの山梨県につきましては、南アルプス国立公園ですとか、富士山の国立公園ですとか、そういう重要地域を抱えてございます。

その周辺地域、その一帯として山梨県にも取り組んでいただきたいということで、重点的にお願いしている、支援をしているということでございます。

○石田委員 今のお話ですと、国が関与しているのは広域連携のものだけという理解でよろしいんですか。見ていると、単独の市町村や県にも出していますよね。単独のものは単独でやっているのに、何で国。

広域連携には、別に反対意見はないんです。やっぱり単独ではなくて広域だからこそ、連携の調整役を担うものとして国が果たす役割はあると思うんですけれども、単独の市町村や単独の県でやっているところに、なぜ国が入っているのか。

もしあれでしたら、割合を教えていただけないですか。今回の委託あるいは交付金で広域連携のものはどれぐらい、そうじゃない単独のものはどれぐらい。

○牛場生物多様性施策推進室長 必ずしも広域連携という切り口だけではございませんが、あくまでも地方自治体にやる気がないとお願いできないわけです。

これは公募の形をとっておりまして、ぜひ自分のところでもやりたいと手を挙げてきていただいたところで、国がやるべき地域、やりたいところとのマッチングができるところに応援しているというふうに考えていただきたいと思います。

○石田委員 では、公募がないところはやる気がないということですか。もう既にやっているから、必要がないから頼まないんじゃないですか。そういうことはないんですか。

例えば、2ページのところ、点検結果のところ、ポツの2の下から2行目ぐらい、「採択決定後に額の変更が生じないよう事業計画を精査するとともに、適切な執行に努める」とあって、国がお金を出すのであるから、事業計画どおりに進んでいるかどうかきちんと見るといのは、確かにそのとおりだなと思うんですけれども、事業って、実際に走ってみると変わっていくものですよ。国が関与すると、逆にフレキシビリティがなくなるんじゃないで

すか。効率性がなくなる。だから、国に参与してもらわなくても自分たちでやるという団体とか自治体はあると思うんです。

だから、例えば、里地・里山とか、それからニホンジカとか、そういう駆除についても、基礎自治体のほうが近いわけじゃないですか。住民にも近いし、種の保全あるいは生態系の保全の現場に近いですよね。なぜそこがやらないで国がやるのか。それも、国が団体にお金を出して、さらにそこがコントロールするような形でやるわけですよね。

効率性の観点からも適切じゃないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○牛場生物多様性施策推進室長 環境省のほうとしては、繰り返しになりますけど、国土全体の大事なところを、とにかく守りたい。そこで、重点的に事業を行っておりますが、国だけではなかなか難しい部分がある。そこを、地方自治体と、発意がある、やりたい、一緒にやりましょうと、地域の宝として守りたいというところと手を組んで、支援をするというのがこのスキームで、そうじゃないところまで押しかけて行って、やれといっているわけではない。

○鈴木官房長 かみ合っていない。

恐らく、先生方がおっしゃられているのは、地方に任せてはどうかということが多分言っておられるんだと思うので。地方に任せられないということがあるなら、もう国が手を引いて、全部やる気のあるところだけの、やる気にお任せしてやってはどうかという、そのほうが自由度もあるし、国がわざわざ支援しなくてもいいんじゃないかという御質問に対して、「やる気のあるところだけ応援しています」というのは答えになっていないんで。

要するに、なぜ国が支援しないといけないと思っているかというところを答えていただいたほうがいいと思います。

○牛場生物多様性施策推進室長 国は、やる気のあるところと組みたいということです。

○鈴木官房長 組まないと十分じゃない。

○牛場生物多様性施策推進室長 十分じゃないと。

○鈴木官房長 では、どの辺が十分じゃないかを説明してください。

○牛場生物多様性施策推進室長 例えば、シカにつきましては、国立公園の重要な地域の中だけでシカが移動しているわけではない。むしろ、例えば冬の間は麓のほうにいて越冬している。それが、夏になると高山帯に上がってくる。

そこは地域全体としてシカの動きを把握して、どこでとったら効率的かといったことも考えながら事業を行っていかなきゃなりません。

そういったときに、来たものだけを山の上で撃つ。例えば国立公園の中ですと、もう既にそこまで被害が発生しているわけですから、そうじゃない麓のほうでとるとか、あるいは、国立公園ですと登山客がいっぱいいる。そういったところで鉄砲を使ったりすることはなかなかできない。そういう場合は、やはり麓のほうで効率的に、安全にとれるところで捕獲を行う。

一つの例としては、そういったことがございます。

○園委員　もしかすると、今までの議論と関係するかもしれないので、ちょっと御質問なんですけれども。

このアウトカムのところの2番目に、地域連携や保全活動計画作成というのがあって、これが、目標数が50に対して現時点でまだ一つ。

この「地域連携」というのを私が理解していないのかもしれませんが、言葉からすると、連携してやろうと。そういうことのコーディネートを国がされるというのは、国がなさる事業として意味がある事業なのかなと思う反面、非常に達成率が低いというか、これがどういう機能で、達成率の低さを、この事業を今後どういうふうに向性を考えておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○牛場生物多様性施策推進室長　この地域連携保全活動計画のもとになる法律というのが、まだ非常に新しい法律でございまして、地方自治体への周知ですとか、活用のメリットみたいなことは、私どものほうとしても、まだ十分周知できていないのではないかというふうに思っています。

それで、必ずしも活動計画のみで連携ということではなくて、それぞれの法律に基づく計画をつくっていただく、その中に国が行う事業との連携の計画を盛り込んでいただいたり、そういう考え方で支援しているということでございます。

この地域連携保全活動計画、これは一応、目標値50とさせていただいておりますが、これは全国でも1,700を超える市町村があるわけで、この支援事業によって全て応援するというのは到底無理でございます。ただ、モデル的なものをつくっていただいて、それを普及啓発して、例えば各都道府県で三つ、四つ、五つと、そういったモデル的なものができれば、その都道府県の中でも、それに倣った計画というのが進んでいくのではないかというふうに期待しているところでございます。

○上山委員　先ほどからお話を聞いていると、「国立公園」という声も、何度も聞こえてきているんですけれども、国が重要と思われるところを環境保全していくためには、多様性を

保全していくためには、自治体の協力も必要だというようなことをおっしゃられているかと思うんですけども、そうすると、この事業みたいに網羅的に各都道府県を支援するような形の事業をとる必要はないんじゃないか。もっと重点を置いた形でやっていけばいいんじゃないかなと思うんですけども。

例えば、そういったふうに本当に国の重要と思われるところに義務づけるのであれば、どうして、この自治事務である事業についてお金を出さなければいけないのか。

そのこのところも、そもそもあまり合理的でないように思うんですけども、いかがですか。
○牛場生物多様性施策推進室長 今回、この事業について生物多様性に関連する法律、法定計画に基づいた事業として、一まとめにやっているということは事実でございます。

だから、この計画の中でも、やはり生物多様性の地域戦略というのが、生物多様性を保全するための総合的な計画ということで、担当部局としては、それをとにかく広めていきたいということで、今回の事業の成果目標の中にも、47都道府県というものに全て、平成32年までに達成するということを目標に掲げてございます。

その他の法律に基づく計画というのも地域によっては位置づけられていくことになるかと思っておりますので、関連する事業ということで、現在、一体の予算として執行させていただいているということでございます。

○上山委員 結局は各都道府県ということで、先ほど石田先生がおっしゃった広域連携というわけでもないですし、別に、国の重点的なものにひもづけているわけでもない。目標の置き方も結局各都道府県の戦略策定というところで数が置いてある。結局、国というよりは、やはり各自治体がやるべきことのように思えるんです。

そうすると、そもそも事業としては、これは各地域、各自治体に任せてしまえばいいんじゃないか。

先ほど来、何度も出ているような国立公園みたいな話であれば、それは関連する事業があるんでしょうから、本来そちらで扱うべきものであって、これはどうも、お話と実際にやっていることというのが必ずしもリンクしていないようにしか聞こえないんですけども。

○自然環境局 一つの分野で、鳥獣関係でお答えさせていただきたいと思うんですけども。

鳥獣の保護管理というのは、基本的には、確かにおっしゃるとおり自治事務となっておりますけれども、国の役割といたしまして、全国的な見地から都道府県における特定計画の策定及び実施について、技術的な支援をしていくということが求められております。

それで、現在、シカに関しては非常に全国的に厳しい状況で、都道府県も困っている、市

町村も困っているという状況で、市町村も捕獲事業ということであれば交付金などもありますけれども、技術開発といったところですかトップランナーをつくっていくというところでは、なかなか自前のお金でしたり既存のものでは対応が難しいというような状況がございますので、その部分を、こういった事業を使って国として引き上げていく。それを全国に普及させていくといったことで、この事業の役割があるのかなというふうに考えております。

鳥獣一例でございますけれども。

○牛場生物多様性施策推進室長 少しまた補足させていただきます。

国立公園でのわかりやすい例として御説明させていただきましたけれども、例えば、種の保存法に基づく絶滅危惧種の保護、あるいは外来生物法に基づく外来生物の防除、これは法律上も国が行うべきものとして位置づけられておりまして、先般、種の保存法あるいは外来生物法の改正が行われて、その国会審議においても、附帯決議として地方自治体への支援を含めて財政的な措置を講じることということ、両法律に関係して決議がされているといったことも御紹介したいと思います。

○石田委員 今、鳥獣に関して、ニホンジカについて、大変、地方自治体が厳しい状況に置かれているとおっしゃったんですけれども、何がどう厳しいんですか。

○自然環境局 簡単に言いますと、シカが増えているということに対して、捕獲者、狩猟者が減少しているという状況がございますので、捕獲をするのに苦慮しているというのが、一番簡単な言い方だと思います。

○石田委員 私は秦野に行ったことがあるんですけど、秦野の担当者と話をしたときに、ニホンジカを殺していいんだったら数を減らせるんですけども、神奈川県の場合は、年間100頭しか捕獲してはいけないという計画があるので、だから、全体数が増えているのに、捕獲数が決まっているから抑えられないので、電気のおりとか、そういうもので農作物に来ないようにしたりとかしている。

なので、駆除するやり方、あるいは狩猟者が少なくなっていくって困っているというよりは、捕獲していいんだったら数を減らせると思うんです。その辺のところはどうなのかなと思ったんですけど。

○自然環境局 秦野のことは詳しく承知していませんけれども、全国的に言うと、捕獲にリミット、限界、限定を設けているところはほとんどございません。今は、とにかくとれと、とにかく捕獲するという方向になっておりますし、計画も概ねそういったことになっておりますので、秦野の事例は承知していませんけれども、全国的には、とる数が定められ

ているからとれないという状況にはございません。

○新美委員 今のお話と関連するんですが、国が呼び水として、こういったモデル化したものが必要だということなんです、これは、仮にやらなかったときに、あるいは従来の農水だとか市町村、自治体による捕獲というのは、どんなものだったのか。

それでは、なぜ十分でないのかということの説明をいただくと、呼び水として必要だということがわかってくると思うんです。

○牛場生物多様性施策推進室長 農林水産省さんの予算は、基本的には被害が起こった後で、被害が起こっている場所で事業を行うというのが一般的かと思います。

環境省の生態系への被害というのは、実際に被害を受けている人というのは、なかなか自分で声を上げることがございません。それを環境省なり自然環境に関心のある人が見つけて、そういう人たちにかわって予防的に対策をとるといったところに大きな違いがございます。

○上山委員 ちょっと違ったところでお話をお聞きしたいんですけども。

お金の出方について教えていただきたい。

生物多様性保全推進支援事業、これの事業内容については、生物多様性の保全再生に資する先進的・効果的活動というものにお金を、国費の2分の1以内を出すというふうになっているんですけども、4ページのAというのは、そちらの、なごや生物多様性保全活動協議会というのは、これを見ると700万円のうち諸謝金が377万円ということで、相当部分が謝金になっている。

これは本当に、この事業の目的とするところに合ったようなお金の使われ方になっているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○自然環境局 この諸謝金ですけども、この事業の中で調査をやること、また、外来種の防除をやることをやっております。

この諸謝金においては、学識経験者ですとか、生き物調査活動に実績を有する専門家に対して諸謝金をお支払いしております、こういった防除活動についておよそ半分ぐらい、また、普及啓発という意味で活動報告会をやっていただいているんですが、そういった活動に対しての諸謝金でございます。

ちなみに、国からの交付金というのはこの半分でございますので、377万の、188万の交付金が、この諸謝金に使われているというふうな状況です。

○上山委員 これだけを見ると、講演会等謝金とかになっていないんですが、具体的な内訳と

いうのは把握されていらっしゃるんですか。

○自然環境局 把握しております。

○上山委員 教えていただけるとわかりやすいかと思うんですけども。

○自然環境局 諸謝金の数自体が、もう何百という数がございます、この諸謝金については規定をつくっていただいております。

先ほど私が申し上げたとおり、これらの諸謝金の対象者というのは、大学などの教育機関における学識経験者と、生き物調査活動に実績と知識を有する者。そういう会長が認める者に対して諸謝金を払う。

諸謝金を払う場合は協議会が招聘した講演会、それから生き物調査活動における調査活動、それから、室内のモニタリングデータベースというものをつくっておりますので、そのデータベースの処理、そういったものについて専門的な知見を有する方がやっていただく際に・・・。

○上山委員 一般的な御説明というのは特段要らないんで。

実際に、この事業が目的とする本当に先進的なもの、効果的なものに、このうちのどれだけが使われているのか。単なる一般的な講演会とかであれば、あまり意味がない話だと思いますし、この中でも、どの程度が調査で、どの程度が一般的な啓蒙程度の講演会に使われたかというのは、これだけだと全然わかりませんよね。

今のお話でも、一般的な御説明はいただけるけれども、具体的な数字については把握されていらっしゃるということなんでしょうか。

○自然環境局 件数が非常に多いために、この場で1件ずつ申し上げるのが。

○上山委員 普通はまとめているものじゃないかと思うんです。では、まとめていらっしゃるということですね。

○自然環境局 基本的に諸謝金をどういったケースに、どなたにお支払いしたかというのを、我々としては把握している。

○上山委員 というくらいの検証はされていらっしゃるけれども、具体的に細かくは。

○自然環境局 それで、中身については、おおよそ調査、防除活動が大体半分ぐらいで、そのほか講演活動ですとか、データの打ち込みが半分ぐらいだというような状況です。

○上山委員 もう結構です。

○鈴木官房長 大分時間もたってまいりましたけれども、何か最後に言い残したことがあれば、それぞれ御意見がございましたら。

○石田委員 では、また少し違うところで。

アウトカムの指標なんですけれども、アウトカムとして戦略策定の都道府県数とか、計画を策定した市町村数というのは、特にダイレクトに生物多様性の保全には関係していないので、いかがなものかと思いますが、後ろのほうで、いろいろな交付団体への御説明がありましたけれども、最初に交付を決定するときに、大体3年という形で決まるんですか。

交付を決定するときに、その団体のアウトカム指標というのは環境省でお持ちになるんでしょうか。現状はこれだけけれども、こうしたいという。それを年度あるいは2年後、3年後を振り返って達成率が何%というような捉え方の、個別のアウトカム指標というものはお持ちでしょうか。

○牛場生物多様性施策推進室長 もちろん計画ということで、3年計画であれば1年目はどこまでやる、2年目はどこまでやる、3年目はどこまでやるという計画は確認して、そこで、どこまでいったかという進捗を見ながら、次年度の公募をするかどうかという判断をしていくわけなんですけれども、その達成率と数的に何かまとめているかと言われると、今のところ、そういうまとめはしてございません。

○鈴木官房長 では、まだ議論は続けることにして、そろそろお時間なので、シートを書きながら御議論を続けたいと思います。

○清水委員 これまでの委員の御発言とも重複するんですけれども、先ほど、なごや協議会のほうの謝金の使途について、半々ぐらいだというふうなことなんですけれども、本当だったら、もっと先進的な取組に対して投下すべきものだと思うんです。

なので、通常の普及啓発が半分というのは少し趣旨が違うのではないかなというふうに思いますが、この点はいかがでしょう。

○牛場生物多様性施策推進室長 私の冒頭の御説明の中で、このなごやの生物多様性保全活動協議会の事業というのが、大都市圏に残された貴重な野生生物の生息地で、市民を初め、いろんな市民参加型の多様な主体が連携した取組ということで、非常にモデル的で先進的だということが、まずございます。

その中で、市民が主体的になってモニタリングをして、そのデータベースを構築していくといった、地方ではなかなか難しいんですけれども、大都市での生物多様性、残された貴重な生物をどう守っていくか、そういったモデルとして非常に重要だということでございまして、そのために、やはり、いきなり市民に何か協力をお願いするといったこともなかなか難しい。科学的にも、ちゃんと知見を収集しなければならない。そういったことで、今申し上

げたような活動が必要だということでございます。

○清水委員 活動対応については、多岐にわたるといのは承知しているんですけども、少なくとも、どういう用途に使われたのかというふうなことの、その大枠の分類というのは把握すべきだと思いますので。それは、今後気をつけられたほうがよろしいかなというふうに思います。

それと、先ほどまでの御説明で、例えば、農水関係の制度と環境省さんは違うんだというふうなことで御説明があつて、どう違うのか、事前と事後なのか、あるいは農産物に対する、被害に対するものなのか、あるいは生態系に及ぼす被害なのかというふうな区別を、理念的にはされていますけれども、農水省さんのほうでも、いろいろと技術の開発、捕獲方法の開発等もされているみたいなので、それは重複している部分はかなりあるというふうに感じます。

そここのところをどう整理するかというのが問題として残ると、これは意見として申し上げたいと思います。

それと、公募事業について、先ほど申し上げなかったんですが、私も、これは広域でない限り、これは自治体でやるべきものだというふうに思っておりまして、先ほどシカが移動する云々の話があつたと思うんですけども、それは、広域という意味であれば、委員の発言にありましたように国立公園等の事業でやるべきものであつて、実態各県、あるいは各市町村を中心とした交付のされ方であれば、それは、やはり広域というのとは違うというふうに思います。

なごやのケースも、活動の状況とかをホームページで拝見したんですけども、地元の名古屋市の環境局で密接に連携しているというふうな記述がありましたけれども、いわゆる地元密着型でやっていくような活動だと思うんです、こういうものというのは。ですから、スタートアップの補助は必要なかもしれませんが、それは国がやる必要はないのではないかと、いうふうに感じるところです。

何かございますでしょうか。

○鈴木官房長 恐らく、委員の先生方の御疑問は、生物多様性を守ることの責任は、誰が負うのかということだと思うんです。

恐らく、先生方からは、地方が一義的に責任を負う事業ではないかという御指摘が、さっき、いろんな形で出ているような気がするんですが、それに対する正面からの答えが、説明者のほうから、実はないような気もするんですけど。

条約とか、いろいろとあったような気もするんですけども、なぜ国が関与しているのかという、先ほど法律の話もありましたけれども、もうちょっと正確に、正面から答えをしていただかないと、委員の先生方の御疑問に答えていない形になると思います。

○牛場生物多様性施策推進室長 ありがとうございます。

生物多様性基本法には、国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本法かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有するというふうになってございます。

また、政府は生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施行を実施するため、必要な法制上、財政上または税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

また、国は地域固有の生物の多様性の保全を図るため、必要な措置を講ずるということも必要だというようなことになっております。

地域も、あるいは国が多様な主体の連携、協働及び自発的な活動を促進することで生物多様性の促進保全を図るといったことは、法律上も明記されております。特に、自治体への支援といったことも国が行うべきだということは、法律上は位置づけられておまして、そういったものに基づいて行っている。

それから、地域の取組を、それぞれ、それをネットワーク化して全体に広げていくということが国土全体の生物多様性を保全する上で非常に重要だということで、地元の発意をうまくまとめていく、それをネットワーク化しているといった観点でも、支援策というのは重要ではないかというふうに思っています。

○清水委員 今、御説明いただいたような国の責務というのは、私どもは理解しているつもりなんです。恐らく委員の方々も理解されていると思うんですが、その責務を果たすに当たって、本事業のようなやり方で国が直接やる必要があるのかどうかというところに、みんな疑問を感じているんだと思うんです。

それは自治体がやるべき事業ではないか。もっと言えば、こういう事業を国がやっていたとしても、最終的な責務を負っていらっしゃる、今おっしゃったような目標に対して効果的でないのではないかということをお願いいたします。

○鈴木官房長 大分進んできたので、大分議論が煮詰まっているなら、この辺りで。

○小林委員 一言いいですか。

各委員の先生方の御疑問を聞きながら思ったんですけど、逆に、これは自治体に任せたら、——ぶっちゃけて聞きますけど、いや本音を言えば、そんなものやってくれないんですという話なのか、建前上は自治事務といっても、やらないという選択肢は十二分にあるわけです。

そんな面倒くさいことと、現実には。という話であるのか、だから国がやっているんですと、法律上の整理はともかくとして、国が投資しないとやらないという話なのか。——やらないって、もちろん熱心な自治体もいらっしやいますよ。でも、総じてやってくれないという話なのか、いや、そうじゃないんです。やっぱり国立公園を中心にした、そこの生物多様性とかを保全するのに地域の協力があつたほうがいいんですという、室長のお話は、そういう話なのか。

その辺、実態ベースが見えないので、僕はどっちがどうなのか判断つきかねているんですが、そこはどうなのでしょう。

○牛場生物多様性施策推進室長 御指摘のように、例えば農業被害も起こってみないと、あるいは被害を受けている人でないと、そういった声は出てこない。

生物多様性については特に、各自治体においても、先進的なところは取り組もう、戦略をつくろうという声は非常に出てきますけれども、なかなかそういう声は十分ではない。

一方では、世界的な生物多様性というのは劣化が進んでいる、生態系サービスもだんだん劣化している。国内も同じことだという中で、そういう、国が、まだまだお金なり選ぶということで応援していくということが非常に大事だというふうに我々としては思っておりまして、これを少しでも進めていくといったこと、手をこまねいては生物多様性を守れないという危機感で自治体と連携してやっているといったのが実態でございます。

○上山委員 また、なごやのことでお聞きしたいんですが。

先ほど、先進性が見られる理由というのは、何とおっしゃいましたっけ。

○牛場生物多様性施策推進室長 特に都市、愛知でCOP10が開かれたということもございまずけど、大都市の中でわずかに残された希少な生物の生息地がございまずけど、市民が中心になって、他に企業もいろいろ入って、多様な主体が連携して、むしろ地元の自治体がついていくといったような形かもしれませんが、そういった形で進んでいる、行政的な面でも効率的に進んでいるんじゃないかと思いますが、そういう意味で非常にモデル的でございますし、あと、具体的にはモニタリング活動、生物多様性の保全をするためには、まず、現在の科学的な状況がどうなるかということ把握する。それから、対策を起こす。その効果もモニタリングする。そういったものが一連になってきている。

そういったデータを、ちゃんとデータベースとしてまとめて、いろんな事業に反映させていくといった、非常に先進的な各種の取組が進んでいるというふうに思います。

○自然環境局 若干補足させていただきますと、モニタリングデータベースというのが基本

的にウェブ上で公開されて、誰もがそういった情報を、どこで何を見たかということについて登録できる。それがデータベースとして反映されて、今、名古屋の生物多様性がどういう状況にあるかということを知ることができるという、かなり先進的な取組をしている。

そういったところで、総合的に、まず市民の方が調べていただいて、そのデータを吸い上げて、それを、どういう情報かということを行行政のほうでまとめて、市民に提供する。そういうトータルの事業でございます。

○上山委員 2段のお話があったのかと思います。

一つは市民参加という点と、もう一つは具体的にモニタリングというところですか、今のお話は。

ただ、協議会は基本的には市民参加というか、各種団体の連携ということだと思っんで、それだけで先進性ということでは恐らくないだろうと思っんです。基本的に、参加要件というのが、そういった協議会ということであると思っんです。

モニタリングも、今のお話だけだと、データベース化してアクセスが誰でもできるようにするというのは、そこまで先進的なものなのか、私にはわかりにくいですけれども

それによって、本当に目的であるところの生物多様性の保全再生に資するのかなというのが、正直わかりにくくて、本当に効果的にお金が出ているのかなというのは、なかなかわかりにくいかと思っんですけれども。

○自然環境局 生物多様性を把握する上で、生き物が今どこにいるのか、どのくらいいるのかというのが一番基本的な情報でして、そういったこと自体が今わかっていないということが、対策につなげられない根本的な理由なのかなというふうに思っっておりまして、特に都市部においては、残された環境の中でこういったものがあるのか、どういう取組を市民としてやっていくべきかというのを、この情報を知ることによって対策につなげることができるものではないかというふうに思っっております。

○上山委員 逆に言うと、よそでは、そういったデータベース化すら進んでいないというようなお話なんですかね。

○鈴木官房長 では、皆様、シートを出していただいた上で、少し御意見を。まだ御意見がございましたら、どうぞ。

○園委員 このアウトカムの目標、指標のレビューシートに戻るんですけども、ここで出されている目標と実績は、ひょっとすると御省の言われる策定事業だけなんでしょうか。実証事業については、何か示されているのでしょうか。

○牛場生物多様性施策推進室長 示してございません。

○園委員 ですよね。

○牛場生物多様性施策推進室長 できるだけ数値化が可能なものということで、このレビューシートをつくっております、そういう意味で、限定された指標になっているということでございます。

○園委員 私の認識かもしれませんが、レビューシートというのは、要約して大事なもののなので、ここでも、なるべく実証事業についての目標と成果がわかるように、さらに言えば、もしかすると、実証事業のほうが調子が出てきたら自治体のほうにお任せするレートが高い事業なのかもしれないなど。ここに目標と成果が示しにならない事業であるとする、またそういう話が強いのではないかと。

少なくとも、完全に蚊帳の外というのは、今回は詳細な資料をつけていただきましたけれども、やはり何かの工夫というか、姿勢を示すということは必要かなと。

○牛場生物多様性施策推進室長 今回、こういった資料を、詳細なものをつくらせていただきましたので、できれば、こういったものを公表していく、公開していくという、そういった工夫もしていきたいというふうに考えております。

○新美委員 これは論点にもあるんですけども、先ほど1件、発展的に解消していった、自立していったというケースがございましたが、それが、ほかに何かモデルになるような実例なのかどうか、教えていただけたらと思います。

これは、23ページの3番です。竹生島のケースで、たしかそうおっしゃいました。

○牛場生物多様性施策推進室長 交付金事業については、過去のを今回調べさせていただいております、全ての事業について、必ずしも協議会が同じ形でということではないんですけども、何らかの活動は続いているということで、交付した事業の意味があったというふうに考えております。

○新美委員 それは、今のところ発展的に解消したら、それは自立してやっつけているという認識でよろしいんですか。

○牛場生物多様性施策推進室長 はい、そのように考えています。

○鈴木官房長 じゃあ、最後に。

○清水委員 一言だけ。一つだけ最後に質問させてください。

アウトカムの中に、当事業の活用により作成した法定計画の数というのがありますけれども、逆に、本事業によらないで策定したというのは把握されていますか、数は。

○牛場生物多様性施策推進室長 今すぐお示しできるようなものはございません。幾つかの事例はございます。

○清水委員 いいです。

○牛場生物多様性施策推進室長 後でお示しできると思います。

○清水委員 結構あるみたいだと思ったので。すみません、結構です。

○鈴木官房長 それでは、小林先生のほうから評価結果及び取りまとめコメント案の御提示をお願いしたいと思います。

○小林委員 まず、評価結果としましては意見が割れておりまして、抜本的改善が必要であるという方が3人おられます。それから、事業内容の改善が必要でしょうという御意見の結果が2人、現状どおりでいいでしょうという方が1人という形になっております。

ここの御議論を聞いていただいて、意見というのは、大まかに言うと、要するに国がやるべき事業ではないのではないか。これは抜本的改善の理由です。地方に任せたほうがいい。

それから、事業内容の改善というのは、そこまでではなくても、モデル事業というか、他事業等が行う場合を想定して、他の事業体が今後行うことを想定して、この自立のプロセスを目指すとか、それから、この事業自体が複数の目的でどうもやられているので、御質問があったように。他省庁とか自治体の事業とどう重複していないかというようなことを、ちゃんと検証しているんですかというようなコメントがございました。ということになっております。

それで、意見が分かれた場合、これはかなり、改善はしたほうがいい、あるいは抜本的に見直したほうがいいという、改善の方向では意見がまとまっているんですが、その度合いは濃淡があるような気もいたしますので、私としては、投票内容の結果、このまま3、2、1という形にして、取りまとめのコメントとしては、本当に地方でやったほうが効率的ではないかという意見、改善の、今、御指摘されたモデル事業、あるいは複数の事業。これも、コメントとしては多分一緒だと思うので、なぜ、地方に任せたらできないんですかということ、もうちょっと明確にしたほうがいいんじゃないかというのが、集約すれば委員の方々の意見だと思うんです。そういうことでどうでしょうか。この投票結果をそのまま公表する。

○上山委員 じゃあ、両論併記するということですか。

○小林委員 両論併記ですけど、一番大きいのは、抜本的な見直し。投票結果をそのまま出すには、両論というか、欄は出しますけど、重みとしては3です。もちろんそうです。

○上山委員 結論としては抜本的改善だけれども、こういう投票結果でしたというコメント

をつけるということ。

○小林委員 そういうことになると思います。

○清水委員 原則が一番多いところが結論というふうになると聞いていますので、それを明記していただくということが必要かと思います。

○小林委員 もちろんそうです。それは、投票結果はそのまま出すと言ったのは、そういう意味です。

○新美委員 今のまとめ方は非常に難しいんで、これは本質な話になるんですけども。

抜本的改善と、それから通常の改善と、現状のままでいいという意見があるとすると、くり方によっては3対3ということもあり得るんですよ。少なくとも現状のままでいいという人は、改善するんだったらしてもいいよという中に入りますので。

ですから、最大多数が抜本的改善だというわけにはならない、まとめ方としては。数としてはそうですけれども、全体の意見としては3対3になる。要するに、多少の改善を必要だという意見がウエートとしては出てくるんです。ウエートの書き方としては。

○上山委員 それは違うと思います。6人のうち5人改善がいて、その中でも抜本的に改善すべきだというのが一番多いということですから、通常どおり、一番票数が多いところで抜本的改善というのが結論だと思いますけれども。

○新美委員 いや、それはカウントの仕方が違うんじゃないですか。

数としては多いけれども、全体の意見としては割れていると思う、二つに分けるとしても。

というのは、現状のままでいいという人は、多少の改善という意見にも入るわけです。抜本的改善ではありませんよ。それをどう評価するかという問題はある。

○小林委員 今の新美委員のお考えは、逆に言うと、園委員はどのように御意見を考えられておられますか。

○園委員 そのカウントの仕方についてですか。

○小林委員 カウントの仕方。

○園委員 これは非常に難しい問題だと思うんですが、まずここで、もちろん委員の直接思うことは重々承知しておりますが、この実施時間の議論で、多数決で本当に決めてしまうものなのかどうなのかという。さらに、抜本的改善と一部改善がどう違うのか、どういうニュアンスで抜本的改善とした委員、一部改善とした委員、それから、現状のままだが1名いるということですね。

それこそ、はっきりした三つの意見の指標がない中で、委員の多数決の勢力争いみたいな

方向に持っていくこと自体がいいのかどうかというのを、今ちょっと苦しんで考えていたところなんです。

○新美委員 それは昨年も同じような議論だったんです。どういうふうにとどめるか。

○石田委員 今回の公開プロセスの進め方が、もともとカテゴリは三つだよというふうに分かれていて、最大の投票数を受けたものを一応代表の意見とするということですから、あくまでも3、2、1であるのであれば、現状維持というのは改善とは読み得ませんので、やはり3が分布が一番多いということは書いていただいて、ただ、改善が2票でした。改善の意見はこうでしたというのをつけ加えていただければ、それで、今回の公開プロセスのやり方というのは、もうあらかじめ決まっているわけですから、それらにのっるとということでは適切なのではないかと思います。

○小林委員 私の意見を言わせていただいてもよろしいですか。

基本的に、今、石田委員の言われた意見で、私個人的にはいいんじゃないかなと。

新美委員が言われたことはよくわかる。新美委員の御意見は、違ったら言ってください。

要するに、続けてもいいんじゃないかという人が3人いますね。抜本的改善というのは、平たく言えば、やめたほうがいいんじゃないかという意見が、3対3ですということだと、そんなくはさせていただきます。その上で、投票結果は一応3、2、1なんで、ここの結果としては抜本的改善ですが、改善をした上で続けてもいいんじゃないかという意見が半分あったこと、これは事実なんで、その意見を付記して今回の結論にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木官房長 では、そのような形で整理させていただきます。

すみません、ちょっと時間をとりましたけれども、それでは、この案件はこれで終わらせていただきます。

それでは、2番目の事業でございます。海底下CCS実施のための海洋調査事業について、担当から御説明いたしますが、ちょっと入れかえに時間を。

(説明者交代)

○鈴木官房長 それでは5分ぐらいで説明をしていただきますが、ちょっと時間が押しているので、皆さんが着席したら早速始めてください。

○坂本海洋環境室長 水・大気環境局の坂本と申します。よろしく願いいたします。

ページ31ページでございます。おめくりください。

事業名、海底下CCS実施のための海洋調査事業でございます。

事業期間でございますが、2年前、平成23年度から今年度平成25年度までの3年間の事業とさせていただきます。

事業の目的でございます。海洋汚染防止法に基づき、二酸化炭素の海底下の貯留につきましても環境大臣の許可制となっております。許可をするに当たっては、当然、申請者から上がってくる環境影響評価等について厳正な審査をさせていただくということになっておりますので、その審査に必要な基礎的な情報を収集することを目的として、本事業を行わせていただいております。

また、海底下CCS事業の管理体制を構築するために、超長期的な管理体制のあり方についても検討することを目的としております。

事業の概要でございます。平成24年度と同様に25年度におきましても、海底下のCCS事業に係る環境影響評価の基礎的な情報を収集させていただきます。

今回は、実証実施会議並びに実証試験の可能性が高い海域ということで、2海域を選定させていただきます。海洋生態系並びに海水、底質の炭酸指標に係る化学的な性状を現地調査により把握させていただくこととしております。特に、実証試験実施海域、周辺海域を重点海域としての事業というのが今年度の特徴でございます。

また、海底下CCSにつきましては、海底下に貯留してから長期、30年、40年、50年にわたってモニタリングし、管理していく必要がございます。そのための手法、考え方につきまして、先行している海外のほうから情報を収集させていただきながら、課題の抽出、我が国との既存法との整合性などを比較させていただきながら、つくり上げていきたいというふうに考えております。

以上、二つのものにつきましては、有識者による検討会を開催し、御検討いただき、その御意見を反映させることとしております。

予算額でございます。23年度、24年度いずれも2億7,000万でございます。25年度、今年度につきましては4,000万減ということで、2億3,000万とさせていただきます。

成果目標、成果の実績でございます。何らかの形で、ここに数字を入れたかったわけですが、この事業につきましては、事業期間中に成果、アウトカムが出てくるものではない。審査のときに初めて、基礎的な情報として許可をすべきか否かの判断に使わせていただくということでございますので、申し訳ございませんが、ここについては数字が入らないという形になっております。

そして、仮に許可申請に当たって審査を行わせていただいたとしても、それを数値化する

ことは、なかなか困難だろうというふうに考えております。

次に、活動指標及び活動実績、アウトプットのところでございますが、これについては、各年度における調査回数を指標として入れさせていただいております。括弧書きが当初の予定でございまして、上の括弧のないものが実績でございます。

単位当たりのコストでございます。単位当たりのコストにつきましては、24年度実績で計算をさせていただいております。2億6,900万でございます。これを4海域・2季ということで8、1海域・4季ということで4ということで、あわせて12で割らせていただきまして、2,200万余のお金となっております。

次のページ、お願いいたします。

国費投入の必要性でございますが、評価のところ、二つ目、地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。次に、明確に名政策目的の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているかについて丸をつけさせていただいております。

事業の効率性については、競争性が確保されているか、単位当たりのコストの水準は妥当か、資金の流れの中間段階での支出は合理的なものか等、四つについて丸をつけさせていただいております。

事業の有効性につきましては、最後の整備された施設や成果物は十分に活用されているかということで丸をつけさせていただいております。

重複の排除でございます。類似の事業があるかということでございますが、類似の事業ということでは、申請者については経産省のほうで、実際に二酸化炭素海底下に貯留するための技術開発を行っておられます。

経産省さんは、いわゆる海底下、地下において、いろいろな技術開発等を行っておられるわけでございます。知見の収集も。私どものほうは海の中、いわゆる海底下より上でございまして、そちらのほうで生物関係の情報とか化学的な情報の収集に当たらせていただいているということで、重複はないというふうに考えております。

点検結果は、本事業は今後のCO2削減を適切に実施する上で、必要不可欠な事業であるというふうに考えております。

もう一度申し上げるのは、この事業は、実は海防法という法律に基づいて許可制を引くということで、今、許可制になっております。日本で初めて3年後に、多分この海底下CCSの許可申請が上がってくるだろうというふうに考えております。そのときに、私どもとしても初めての場合がございますので、きちんとした基礎的な情報を収集した上で厳正な審査を行わ

せていただきたいというふうに考えておまして、そのための調査をこれまでやらせていただいておりますので、何とぞ御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○鈴木官房長 事務局から論点を御説明いたします。

○中井会計課長 冊子の37ページをおめくりください。三つ論点がございます。

第1に、25年度は3カ年調査の最終実施年度となるが、既往年度事業の成果として何を示すことができるのか。

第2に、調査海域の数・場所の選定にあたっては2海域を選定し調査を実施しているが、関係省庁との調整を図り、調査費の合理化を図ることが可能か。

第3に、経済産業省が行っている実証事業とのデマケについて、目的は異なるとしても調査内容や方法に重複はないのか。

以上でございます。

○鈴木官房長 それでは、どうぞ。

○石田委員 基礎的なことを教えていただきたいんですが、31ページの平成25年度の行政事業レベル、一番頭です。算出根拠として2億6,900万が上がっていて、4海域が2季、1海域が4季ということなんですが、これは苫小牧と北九州だけじゃないですよ。

○坂本海洋環境室長 これは24年度でございますので、5海域でやらせていただいております。

○石田委員 ですよ。

何で5海域やったんですか。25年度は2海域になるんでしょうけど、24年度は5海域だった。

具体的に、この海底下CCSが直近で来そうなのは苫小牧だけですよ。そのほかに北九州をやって、東京をやって、大阪をやって、秋田もやっているんですよ。

○坂本海洋環境室長 はい。

○石田委員 その辺の理由を教えてくださいんですけど。

あともう一つ。今回の、この事業というのは、許可申請者が申請したときに妥当性を的確に判断するための基礎的情報を収集すること。具体的に、何年、それから何季ぐらい基礎的情報を蓄積すると、的確な判断ができるとお考えなんですか。

○坂本海洋環境室長 まず、1点目の海域の数でございますが、御指摘のとおり、昨年度まで5海域でやらせていただいております。

5海域につきましては、いわゆる大きなコンビナートがある地域、二酸化炭素を大量に排

出する原因のあるところ、そして、その近くに二酸化炭素を貯留できる地層のあるところというところで、この5海域を挙げさせていただいております。

この5海域はいずれも、近い将来、事業が起こり得る可能性があるというふうに言われている中で、私どもはこの海域を選定させていただいたわけでございます。

いざ、これからこの海域において実証試験をやりますよという話になったときに、私どもとしては、あらかじめ基礎的な知見をこの海域でストックしておくことによって、その時期が来たときに、無駄がなく、何を調査すべきか、どういったものを優先すべきかということがあらかじめ明らかになっておりますので、効果的な調査体制、もしくはデータの収集ができるというふうに考えながら、5海域を選定させていただいております。

御承知のとおり、平成28年を目標として苫小牧、もしくはその直近、北部九州のほうで実証試験が行われるということもございまして、25年度におきましては、まずそちらのほうのデータを先に蓄積しておきたいということで、25年度はこの2海域に限ったものでございます。

○石田委員 もう一つ目の質問は、何年、何季やれば十分なのか。

○坂本海洋環境室長 何年、何季やれば十分かという御質問ですが、これにつきましては、私どもは、この3年間の事業を23年度からやってまいりまして、季節変化は当然、春・夏・秋・冬と気温も違えば環境も違ってきますので、そういったところのデータをきちんととっておこうというふうに考えてまいりました。

また当然、年変動もあるということで、年変動についても予測はしてきたわけでございます。そして、この2年間やって、一応5海域においてちょうど1年分のデータの収集ができてきておりまして、今度、25年度やらせていただく苫小牧、北部九州においては、もう1年とらせていただくということで、2年分が蓄積できるというふうに考えております。

ただ、この結果を、今、検討会のほうでも御検討賜っているわけですが、思ったよりも年変動が大きいのではないかという御指摘もいただいております。そこら辺りについては、今後どういう形でデータを蓄積していくのか、もしくは何年が適切かについては、もう少し専門の先生方の御意見を賜ってから判断したいというふうに考えております。

○石田委員 続けて、関連していいですか。

5海域昨年度やったということで、近い将来というお話があったんですが、苫小牧で28年ですよね。そのほかの4海域の近い将来って、どの程度の近い将来なんでしょうか。

○坂本海洋環境室長 正直申し上げて、そこはできておりません。

○石田委員 大体、やると決まってから実証研究まで、さらに時間がかかりますよね。それは3年ぐらい、4年ぐらい。やると決まってから、やるといつすぐできないですよ。

○坂本海洋環境室長 石田先生が御指摘のとおり、やはり3年、4年はかかるかと思えます。

○石田委員 そうですよ。そうしたら、そこから始めてもいいんじゃないですか。

財政が余裕しゃくしゃくのときだったら、幾らでもデータは集めていいと思うんです。今、先ほどお話のように年変動も激しいということでしたら、何で、まだいつやるかもわからない4海域もやったんですかという気がするんですけども。

○坂本海洋環境室長 そこは、先ほどもちょっとお話しさせていただいたとおり、私どもとして、この5海域について予備的な知見をしっかりと蓄えておきたいというところと、あと、いざそういう候補に挙がったときに、できるだけ効率的にお金を使わない調査を実施したいという思いもありまして、これについてやらせていただいたところもございます。

○石田委員 年変動が大きいわけですよ。苦小牧をやるのは全然オーケーなんですけど、そのほかの分、今回も北九州をまたやるんですよ。もう1個、まだいつかわからないもの。

いつかわからないものの基礎的データをとっているんだけど、年変動が激しい。実際に、ではゴーになるよとって3から4年のときに、多分効率的にもう基礎的データをとっているからとらなくていいよという話にはならないと思うんです。

であれば、はっきりゴーが決まったものについて特化しておやりになったほうが、予算は少なくて済むんじゃないんですか。

○坂本海洋環境室長 これは3年間やらせていただいているわけですが、私どもとしては、まずやるというふうに決まったときから、その海域において1から調査を行うとなると、ある意味、初めての試みということで、いろいろと試行錯誤しなければ調査が行えないし、ある部分については時間もかかるし、重複も出てくるだろうというふうに思っております。

ここを1度やらせていただいと、そういったときが来たときに無駄を省きながら事業ができると思っておりますので、ある意味、今やっておくほうがいいのではないかと考えています。

○石田委員 しつこいですが、じゃあ、もう今までのものは、もうおやりになりましたよね、5海域。だから、25年度は苦小牧だけでいいんじゃないですか。北九州の経験値はおありになるわけですから。

だって、北九州はいつかまだわからないんですよ。

○坂本海洋環境室長 次の候補地としての北九州はございますので。

○石田委員 それがいつかわからないんですよ。ゴーになって、決定が来ても、さらに3年から4年はあるわけですね。

○清水委員 今のとも関連するんですけども、先ほどの23から始められたこの事業で、1年分のデータが蓄積されたとおっしゃいましたよね。それは、どうして2年やって1年分なんですか。

○坂本海洋環境室長 2年やってどうして1年かということですか。

まずこれの調査を始めるときに、1年目はいろいろな準備がございます。そうすると、実際に現地で調査できるという形になってまいりますと、例えば、平成23年であれば、申し訳ございませんが36ページ御覧いただければと思うんですが、ポンチ絵がございます。

36ページで、平成23年度を御覧いただきますと、測定回数のところは秋と冬季になっております。これは、準備等を進めてまいりますと、いろいろと御指摘があらうかと思えますけれども、実際に調査できるというのが秋と冬、2季という形になってしまいます。そして、24年度が測定回数ということで4回、春・夏・秋・冬でございますが、秋・冬は波浪の関係等もあり、また、苫小牧沖が一番早く候補地として挙がっているということもございまして、苫小牧に集中させていただいたということもございまして、平成23と24につきましては、苫小牧を除くと2年間で、ちょうど秋・冬、春・夏ということで4季ということになっております。

○清水委員 準備作業がかかるということですけども、それをお聞きしたのは、だから、1年分のデータを取得しても、また次に、本当に事業が始められる可能性が出てきたときに、またしばらく置いてやらなきゃいけないわけですよ。

1年分のデータが、そのときに通用するのかどうか。あるいはまた、それで準備作業がかかるのではないかということで、私も、非常に非効率なのではないかというふうに考えるところでして、まさに実用化が予定されている苫小牧だけでいいのではないかというふうに考えられるんですけども。

そういうふうなことで、結局、準備時間がまた重複してかかってしまうということになりはしませんか。

○坂本海洋環境室長 再度お答えいたします。

海洋データにつきましては、いろいろと気候変動等が言われておりますけれども、1年分を集めたものにつきましては、相当程度の期間は有効だと考えております。そして・・・。

○清水委員 結局、準備時間がまた長くなる。

○坂本海洋環境室長 申し訳ありません。準備期間。

○清水委員 結局かかるわけです。

○坂本海洋環境室長 準備期間につきましては、初めての調査ということで、準備期間が例えば半年かかっているわけでございますので、先ほども申し上げたとおり、1度やらせておいていただければ、どういったところで工夫するのか、また、どういったところを省けるのか、また、あらかじめの前提条件等の知見等については、もう既にありますので、そういった部分が省けますから、私としては、非常に効率的にやらせていただけるというふうに考えております。

○清水委員 最初にやる準備作業よりは少なくとも済むのかもしれませんが、一旦引き上げて本事業が終わり、またやるときには、それはどのぐらい効率化されるのかわかりませんが、やはり準備作業というのはかかると思うんです。そういう意味で、結局その部分は無駄になってしまうのではないかというふうに感じるわけなんですけれども。

だから結局、それは1年やっても、そのデータは有効かもしれませんが、また1からやらなきゃいけないということになるのではないかというふうに思います。

それと、経産省のプロジェクトとの役割分担について、御説明では、地中を通す実験をされているので重複はないというふうに御説明を受けておりますけれども、私がホームページで探したところによりますと、レビューシートにあります二つ目の事業がございますよね。

この二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業、これにつきまして、これもかなり大きなプロジェクトのようでして、その中で海洋のことについて触れられているんです。貯留槽外部へのCO2移行対策として海洋環境影響評価を行っているということで、中間目標が「達成」となっています、これはまさに、この重複する部分ではないかなというふうに思います。

まさに、その結果のところでも、環境省の海洋汚染防止法許可申請に利用されるというふうに書いてあるんです。だから、そのところは地中だけじゃなくて、海洋についてもプロジェクトが進んでいるように見受けられますけど、違いますか。

○坂本海洋環境室長 お答えいたします。今の経産省のお話でございますが、私どもとしては、地下環境への影響評価を経産省さんがおやりになっているというふうに思っておりますので、当然それも私どものほうの審査に使わせていただくデータになりますが、私どもがとらせていただいているのは、あくまで海の中、つまり、地中よりも上でございますので。

○清水委員 そうなんですけど、そういう御説明だったんですけども、ホームページで調べたところによりますと、そういう記述が出てきて、27年までのプロジェクトにおいて、海洋影響環境評価手法の話が出てきているんです。

○坂本海洋環境室長 今のお話は、27年度までのお話でございます。

○清水委員 中間評価として達成されたというふうに書いてあるんです。

○坂本海洋環境室長 27年度までであれば、経産省さんは28年度から実証試験をおやりになるということで申請を上げていらっしゃると思いますので、そのときに環境影響評価も当然おやりになって、私どものほうに申請が上がってまいります。

○清水委員 24年、昨年11月の資料なんです。なので、そこはある程度向こうが進んでいるという理解をしたんですけども、違うんでしょうか。

○坂本海洋環境室長 私どもの情報としては、経産省さんが海洋防護について、私どもと同じような情報収集なり、調査を行っているというふうには伺っていません。

○清水委員 それは事実関係ですので、それは調べていただく必要があると思います。

いずれにしても、申請側とクロスチェックが必要だということですよ。これまでクロスチェックというのは、海洋に対する影響というものは行われてきたんですか。

○坂本海洋環境室長 いえ、今まで、例えば海洋投棄とか、海洋・海防の関係で許可制にしておりますけれども、今までというか、今までずっと通常行われていた統計でございますのでクロスチェックは行っておりません。

なぜ今回、私どもがこのようなことをしているかという、何分初めての事業でございます。世界的にも非常にレアというか、あまり行われていない事業が、初めて日本で行われるということもございますので、そこについては、透明性と確かな審査を行っているということについて、いわゆる国民の皆さんに御覧いただくなり、確認していただくということも必要でございます。

そういった意味で、私どもは慎重な上にも慎重を重ねてクロスチェックという形をとらせていただこうと考えております。

○清水委員 慎重にされるためにクロスチェックが必要だというふうなことについては、それは理解できると思いますけれども、だからといって完全に別のプロジェクトで調査というものを進めるべきではなくて、同じ政府内なわけですから、利用できるところは当然、基礎的な調査結果というのは利用すべきだというふうに思います。そういう意味で、経産省とのプロジェクトの共同利用といいましょうか、共同活用というのはいかがでしょうか。

と思うんです。

本事業としていつまで単独でやるのかということについては慎重であるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○坂本海洋環境室長 御指摘のところにつきましては、やはり経産省さん、もしくは経産省さんの関係するCCS株式会社さんは申請者でございます。私どもは、申請をいただいて審査し、許可をするか否かを判断する側でございます。

ある意味、同じ船に乗って、同じようなことをやって、同じデータをシェアするというのであれば審査ということが必要なくなってまいります。私どもとしては、そこは別個のデータとしてとった上で、クロスチェックで審査をさせていただくというのが妥当だと思っております。

○鈴木官房長 では、園先生、先ほどから手を挙げておられるので。

○園委員 そのことに関連して、クロスチェックと多分関連すると思うんですが、そのクロスチェックのためにというか、将来、申請をしてくるかもしれないCO2排出産業からの独立性の確保ということは考慮されていますでしょうか、事業者選定に当たって。あるいは必要ない。

○坂本海洋環境室長 事業者選定でございますか。

○園委員 ええ、事業者選定に関して。もう少しはつきり端的に申し上げると、これは一般競争入札ではありますけれども、電力会社の子会社さんが元請になっておられるんですが、電力会社というのは大きく利害関係があるかもしれない事業で、それについては、評価される側になる可能性がある事業者さんについて、評価する側で独立性を考慮するということは特に必要ない。将来、いささかでも疑念が起こることを避けるための配慮というのは、いかがでしょうか。

○坂本海洋環境室長 ありがとうございます。

私ども、これは御指摘のとおり競争入札で、いわゆる調査会社さんが落札なさっておられるんですけど、資本系列は存じないんですけども、この調査について、私どものほうで、どういった海域で、どういった調査を行うかということ指定させていただいて、なおかつ、上がってきたデータなり、上がる前の計画については、有識者の検討会を設けてチェックさせていただくなり、評価をさせていただいておりますので、ある意味、恣意的なデータなり、恣意的なとり方ができるようになっておりません。

ですから、資本系列は別にいたしましても、私どもとしては、ある程度、指示したものが

きちんとした形で上がってくるというふうに理解しております。

○上山委員 今回の質問と、その前の質問と、両方ちょっと関連するんですけども、まず経産省の事業との関係で、事実としてお聞きしたいんですけど、要は、お互いに全然打ち合わせはされていないということによろしいんですか。

○坂本海洋環境室長 経産省さんとはですか。

○上山委員 はい。

○坂本海洋環境室長 経産省さんとは、お互いに情報交換をさせていただいております。何を今しているかとかですね。

○上山委員 事業の重複性について、一応、情報は持っていらっしゃる。けれども、共同には何もやっていらっしゃらないということですか。

○坂本海洋環境室長 事業の重複性は、あらかじめ整理させていただいておりますし、それから・・・。

○上山委員 ごめんなさい。あらかじめ整理というのは、どういうことですか。

○坂本海洋環境室長 あらかじめというか、私どもは海のほうをやらせていただいて、経産省さんは主に海底から地層に貯留なさるので、そちらのほうの事業を・・・。

○上山委員 すみません。お聞きしているのは、先ほど来、何度か問われていると思うんですけど、同じようなことをやるんだからというような話で、事業目的は別として、技術的なこと、あるいは調査的なことで重なっているもの、そういったところについては、情報は共有されていますか。

○坂本海洋環境室長 はい、しております。

○上山委員 しているんですね。

○坂本海洋環境室長 はい。

○上山委員 でも、ばらばらにやっていらっしゃるということですね。ということによろしいですか。

○坂本海洋環境室長 ばらばらというか、それぞれやっております。

○上山委員 それは独立性を確保するためだと。コンフリを排除しなければいけないということですね。

○坂本海洋環境室長 はい。

○上山委員 じゃあ、ちょっとお聞きしたいのは、経産省さんがこの事業で使われている事業者さんというのは一応確認されていらっしゃる。

○坂本海洋環境室長　すぐには出てまいりません。申し訳ございません。

○上山委員　先ほど、委員からも御指摘ありましたけど、本当に、コンフリチェックという、コンフリを排除するというのであれば、利益相反を排除するというのであれば、その部分は非常に気を使ってしかるべきだと思いますし、それをしていない、仮に同一のところがやるのであれば、なぜに同じことを、同一のところがやっているのを、ばらばらにやらなければいけないという話だと思うんですね。

だから、そもそも事業を検討する前提のところを十分に検証されていない、検討されていないということになると思うんですが、いかがですかね。

○坂本海洋環境室長　私どもは、あくまでも貯留した二酸化炭素が海底下の地層から漏れ出てきた場合に、海域環境に影響を与えるのではないかというところから・・・。

○上山委員　目的の御説明は、もう何度も聞いているので結構なんです。

事業のやり方なり、事業の重複についての検討・検証のお話をしているわけで、そのところは一応、独立性と言いつつ、実際にきちんと独立性が確保されているかどうかのところは十分に検証されていない。

○坂本海洋環境室長　事業自体は——事業というか、調査内容自体は現在重複していないというふうに理解しております。

○上山委員　理解しているじゃなくて、確認はされていらっしゃいますか。

○坂本海洋環境室長　ええ、確認しております。

○上山委員　事業者については、確認はされているんですか。

○坂本海洋環境室長　事業者が重なっているか否かについては、確認しておりません。

私が、今、知識がないというところがございますので、後ほど確認いたします。

○上山委員　何度も言うんですけど、独立性を保つために独立した事業でやっているということであれば、当然、公募の際の要件としてコンフリクトがない、利益相反が生じないというのは当然の条件として上がってくるわけですが、それは入っていないわけですね。

○坂本海洋環境室長　入っておりません。

○石田委員　今回、調査を受託している環境総合テクノスですか、平成14年から18年、夕張市の経済産業省のCO2の二酸化炭素の炭素固定化技術ということで、これは陸地だと思うんですけども、その実証研究を受託されていて、やはり先ほど来の実施側の研究を主にやっていた。

さらに、関西電力の100%子会社ということで、そこが今回の海底下CCSは、実証研究は担

っていないわけですが、やっぱり実施側の色が濃いところが、今度、審査をするときの調査をするということは、やっぱり利益相反というのではないのでしょうか。

それは、先ほど客観的にちゃんとチェックしているから大丈夫というお話だとは思いますが、でも、やはり外から見ると、「あれっ、この間までやっていた側が今度はチェック側なの」という疑念は、どうしても持たれると思うんですけども。

それと、あと、あまりにもやっぱり1社応札で落札率が高いですよ。これと、さらに環境テクノスは、結局、再委託していますよね。2億4,000万で、一般競争入札で落札しているけど、そのうち1億100万円で再委託している。全体の42%。

ということは、再委託先は全部株式会社ですから、利益が乗っかっているわけですよ。この環境総合テクノスというのはコーディネーター役をやっている。そこで手数料なり何なり取っていると思うんですけど、それは非効率じゃないのかなという気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○坂本海洋環境室長 お答えいたします。

環境テクノスは、御指摘のとおり再委託を何社かに行っております。ただ、外注費については一般管理費等の中には入れておりませんので、外注を除いた部分で一般管理等の計算はされておられるというふうに理解しております。

ですから、御自分が直におやりになる事業の中の必要な経費として一般管理等も計上されておられまして、外注費の部分について、余分な管理費などとなっているというふうに、私どもは考えておりません。

○清水委員 今のは、一般管理費の話ではなくて、利益部分の話だと思うんですけども。要するに、原価に対して利益、マージンを取るというふうな意味で。

いや、環境省さんのほかの事業を見ますと、そういうのを避けるために全部直でやっていらっしゃるやつもあるんですよ。それは、ですから下請を半分近く出すということについて、非効率ではないですかという質問なんですけれども。

○坂本海洋環境室長 この23年、24年の事業につきましては、先ほどもお話しさせていただいたように5海域でやらせていただいております。やる時期についても、例えば夏・秋・冬ということで、同時期に異なる海域で行わなきゃいかんということで、やはり複数の現地調査を行うところが必要ということになっておりますので、これはやむを得ない部分があるかというふうに考えております。

○清水委員 契約形態の話であって、別に下にぶら下がる必要はないんじゃないですかとい

うことなんですけども。直に契約するという方法はないんですかということなんですけど。

環境テクノスがプライムとして何か保証してくれるんですか、上に立つことによって。

○坂本海洋環境室長 環境テクノスさんのほうで、いわゆる再委託先につきまして、全体のデータの品質を均一にしていくとか、そういった意味で、データのとり方なり、分析の仕方なり、そういったものを再委託先と打ち合わせをしながら進めていただいておりますので。

ある意味、データについては、とり方とか分析の仕方は統一していないと困りますので、私は、こういうやり方というのはあるんだろうというふうに思っております。

○清水委員 総合管理をするために必要だということですかね。

○坂本海洋環境室長 総合ですね。

○清水委員 そういうことですか。

○水・大気環境局 総合管理ですね。はい。

○清水委員 じゃあ、ちょっとほかの、それに関連してですけども、23年度の環境総合テクノスの契約ですけど、2社応札と書いてありますよね。もう一社はどこですか。

○坂本海洋環境室長 23年度でございますね。

○清水委員 はい。

○坂本海洋環境室長 応札者でございますか。

○清水委員 はい。

○坂本海洋環境室長 応札者につきましては、落札されておられませんので、ここで言っているのかどうかというのはあるんですけども。日本NUSではございません。

○清水委員 ではない。

○坂本海洋環境室長 はい。ではないです。

○上山委員 先ほどの総合管理という部分は、別にぶら下げなくても管理ってできる話だと思うので、あまり説得的な話ではないなと個人的には思っています。

それは置いておいて、これは入札者数が1社で、落札率も、例えば環境総合テクノスで97.7じゃないですか。これは、どうしてこういう結果になるんですか。

○坂本海洋環境室長 24年のことでございますね、97.7は。

○上山委員 35ページを見ているんですけど。

○坂本海洋環境室長 35ページ。この97.7という数字につきまして、理由については、私どもは正直わかりません。

ただ、この97.7というのは、この24年度に表れた数字でございます、例えば23年度であ

れば89.6とか、そして、そのほかでも88.1とかが出てきておりますので、必ずしも高い入札率で必ず落札されているというわけではございません。

この97.7につきましては、確かに高いという御指摘はあろうかと思いますが。

○上山委員 もう一つ教えていただきたいのは、入札者数は1社で、ほかには数を増やすような努力というか、しょうがないんですか。

○坂本海洋環境室長 今までも当然1社応札というのはいろいろと御指摘を賜ろうかと思っておりますので複数のところということで努力はしてきたわけですが、今後、一層応札者を増やしていくためのことにつきましては、例えば、参加資格ランクの見直しとか、請負条件の廃止とか、また緩和ですね、それから公告期間を今まで以上に延長させていただいて、多くの業者さんの目に触れるようにするとか、そういった方法があろうかと思っておりますので、そういった方法を組み合わせて努力していきたいと思っております。

○上山委員 今後は、そのように努力していただきたいんですけども、このときに1社だった理由というのは何でしょうか。

○坂本海洋環境室長 結果でございますので、なぜ1社だったかということについては。

○上山委員 分析されていない。

○坂本海洋環境室長 当然、複数社が応札していただけたらと思っていたんですけども、結果として・・・。

○上山委員 ちょっと聞き方を変えますので。

じゃあ、一応、同じような事業をしているのは複数社あるわけですか、ここだけじゃなくて。

○坂本海洋環境室長 同じような調査事業でございますか。

○上山委員 ええ。似たような事業については。

○坂本海洋環境室長 幾つか、そういった調査会社さんはございます。

○上山委員 ということは、一応、1社に限らず複数にすることはできますよということなんです。

もう一つだけ、すみません、最後に教えてください。

先ほどのレビューシートの1ページ目、単位当たりコストなんですけど、24年度は2億6,900万ちょいを12で割って2,241万7,000。23年度は、これは2億7,000万を5地域掛ける2回の10で割って単価2,700万ということですか。

○坂本海洋環境室長 はい。10回でございますから、調査回数が。2億7,000万を10で割って

2,700万になります。

○上山委員 なるほど。金額が随分減って、喜ばしいことですが、これは、原因はどういったところにあるのでしょうか。

○坂本海洋環境室長 2年目ということもあろうかと思えます。

○上山委員 2年目。

○坂本海洋環境室長 はい。調査が2年目でございますので、ある程度、そこについては節約できたというふうに考えております。

○上山委員 同一業者さんなのということですかね。

○坂本海洋環境室長 はい、結果としては。

○鈴木官房長 そろそろコメントを書きながら御議論を進めたいと思いますけれども。

○高岡委員 すみません。36ページの日本地図ですけれども、これで赤の丸が、今まで調査をなさった5海域と理解してもよろしいんですね。

○坂本海洋環境室長 はい。そのとおりでございます。

○高岡委員 これは、もともとその下にかかっている薄いブルーの丸が、これが下に一つ星で、*で書いてある地球環境産業技術研究機構（RITE）ですよね。RITEの調査報告書で上げられている、このときの調査海域で、濃いブルーの丸が、これは日本CCS調査が公表している調査、選定調査海域ですよね。

赤の丸は、そのどちらかの上にかぶさっているんだと思うんですけれども、東京湾は紺色の上にかぶさっているんですか。ちょっと見づらいんですけれども。

○坂本海洋環境室長 かぶさっております。

○高岡委員 なるほど。わかりました。

それで、この調査地域の設定の仕方なんですけれども、苫小牧と秋田沖——秋田沖は、たしかガス田がありますよね。あと、いわき。この辺りは、もともと、つまり掘った穴があいているところですかね。九州は違うのかな。地層が適しているということですかね。

東京湾、大阪湾辺りは、先ほどおっしゃった、どういう理由で選んだんですかというときに、適した地層があるかコンビナートがあるかという話だったんですけど、こっちのコンビナートが集積するという理由で選ばれているんですね、東京湾辺りは多分。

○坂本海洋環境室長 よろしいですか、お話しさせていただいて。

○高岡委員 はい。

○坂本海洋環境室長 東京湾、大阪湾につきましては、貯留できる数量、可能量でございま

すが、それにつきまして、我が国の全体の中で3番目、4番目に多い地層という形になっております。

○高岡委員　じゃあ、地層というほうでやられている。

○坂本海洋環境室長　地層プラス、御承知のとおり、重化学工業を含めてCO2を大量に排出するコンビナートが東京湾、大阪湾には集積しておりますので、そういった面では、CO2排出源と、そして大量の貯留ができる地層、両方が近接していたというところで、調査の候補地とさせていただいております。

○高岡委員　そうですか。わかりました。

それで、すみません、前置きが長くなっちゃって。

質問なんですけれども、今このCCSって、回収技術とストレージの貯留技術と、大きく分けると二つに分かれて、貯留技術のほうで、もともと穴があいているところに入れるのはほぼできるということが、世界でももうやっていますし、わかっているんですけれども、適した地層というのは、ぽこぽこ穴があいているとか、ちょっと適している地層に押し込んで入れていくような、そういうものは、まだ100%、それがうまくできるかどうかというのは、わからない状態ですよ。

もし実用化するのであれば、確実に、既にガス田なり油田なりの採掘の跡があるような場所にやるんじゃないかなと、まずは。と思うんですよね。そうすると、調査地、それを先駆けて、そういうところをねらって調査する環境省さんの調査というのも、そっちを優先してやったほうが確実なのではないかなと私は思うんですけれども。

例えば、いわきとか秋田なんていうほうが、東京湾や大阪湾より確率的には高いんじゃないかなというふうに思うんですが、そんなことはないんですか。

○坂本海洋環境室長　そこは、秋田沖については五つの地域のうちの一つに候補として入れさせていただいて、調査させていただいておりますので。

いわき沖については、候補に挙がっていたというふうには伺っているんですが、経産省さんのほうで、今、候補になっていないということもございまして、私どもとしては、今、候補に挙がっている五つの地域、赤丸のところを調査させていただいたということです。

○高岡委員　じゃあ、やっぱりそこは経産省が、これから日本でCCSをやる可能性が高そうだと今思っているところに限って選んでいる。海外の動向とかを見て、環境省的に独自に判断して、やっぱり、でも、経産省はこうは言うけど、こっちのほうが高いんじゃないのと、実際にやる可能性はとか、そういう選び方はしていないんですね。

○坂本海洋環境室長 私どもは、やはり審査する立場でございますので、いわゆる申請が上
がってくる可能性の高いところのデータなりをとっておくのが必要かと思って、優先される
んだらうと思っておりますので。

あくまで、審査する立場で、こういう形で経産省さんが今後事業化する可能性の高いとこ
ろについてのデータをとらせていただいております。

○高岡委員 そうですか。じゃあ、やっぱり東京湾のほうが、いわきよりも事業化する可能
性が高い。

○坂本海洋環境室長 今、候補として、それを挙げていらっしゃいますので。

○高岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○清水委員 すみません。先ほどの契約のことについて、ちょっと続きで何点かお伺いした
いんですけれども。

平成24年度の環境総合テクノスの契約、これは1回目は不調でしたか。

○坂本海洋環境室長 ちょっと確認いたしますので。

○清水委員 私がいただいているデータによりますと、1回目は予定価格を下回らなかった
というふうに理解しているんですけども。

そのために、これは落札率が高くなったのではないかというふうに思いますが、その点、
後でわかったら教えてください。

それから、2点目ですが、23年・24年度、同じ金額で推移しています。1社応札で、実質競
争性が働いていないということで、どのように効率化を図ってこられたのですかというふう
に御質問させていただいたんですけど、それに対するお答えは、今回いただけなかったわけ
ですけれども、一般管理費が非常に高い、経費の内訳を見ますと。環境テクノス。これは許
容範囲だというふうにおっしゃったんですけども、通常、省庁さんの積算で用いられるのは
大体15%ぐらいかなというふうに思うんですけども、それに比べても非常に高いですね。

なぜこれは高いんですか。許容範囲なんですか、これは。

○坂本海洋環境室長 一般管理費につきましては、いろいろな計算の方法があるというふう
に伺っております。

私ども環境省は、予定価格をつくるつきましては、一般管理費については15%以内
という形で整理させていただいております。

先ほどの環境総合テクノスの入札でございます。24年度は1回で終わっております。1回目
で落札という形になっております。

○清水委員 そうなんですか。事実関係が・・・

○坂本海洋環境室長 申し訳ございません。

○清水委員 いただいたのが違うみたいなんですけども。

○坂本海洋環境室長 申し訳ございません。引き続き・・・。

一般管理費については、環境省で予定価格をつくるにつきましては、15%以内で私どもは作業させていただいているところがございますが、落札された後につきましては、予定価格の範囲内で、それぞれの企業さんは得手・不得手もございますし、切り配分をなさっておられるというふうに理解しております。

ただ、私どもとしては、きちんとした、私どもが当初予定していた事業量、そして事業の結果の品質が確保されているということを重視しておりますので、その範囲であれば、私どもとしては差し支えないと思っております。

○清水委員 アウトプットがよければ、幾らお金がかかっても、それが予算内であれば、契約金額内であればいいということではないと思うんです。やはりそれは効率化していただく必要があると思っていて、目安となる15%よりも、これは高いんですね。それ以外の事業費との比較において高いので、そこはやっぱり改善していただく必要はあるというふうに思います。

それともう一点、質問ですが、総合検討業務というのがNUSのほうに発注されていますよね。これというのは、環境省さんのお仕事ではないんですか。

○坂本海洋環境室長 総合検討業務でございますか。

総合検討業務は、これは有識者の先生方の検討会を設けて審査をいただくという事務もやっておりますし、また、この環境総合テクノスを含めて、集まってきたデータを整理・解析していただいて、評価していただくということもやっております。このような仕事を日本NUSさんのほうにやっていただいておりますので。

私どもも当然、それには参加しておりますけども、いかんせん、専門的な分野の知識というものもございますので、そこについてはお手伝いしていただいております。

○清水委員 総合解析とか長期的管理の検討というのが専門的というのはわかるんですけど、事務局機能も担わせているということですか。

○坂本海洋環境室長 検討会の事務局はやっていただいております。

○石田委員 今の清水先生のお話で、一般管理費が高いという話なので、せっかく電卓を持ってきたので電卓をたたきましたら、環境総合テクノスは再委託をしているので、再委託を

除いた分からいくと29%ですね。とても高いですね。倍ぐらい。

あと、下世話な話ですが、一般の国民の方は、「えっ、何で入札者が1社応札で落札率が97.7なの」というのと、「何か環境省と関係があるんじゃないのか」というふうに、やっぱり勘ぐりたくなると思うんですが、天下り先とか、そういったことではないでしょうか。

ないですか。ちょっとネットで見たとこ、歴代の社長は関西電力と環境省で交代だよなっていう、不確実な情報でしたけど、載ってましたので、天下り先かななんて思ったんですが。後で事実関係を確認していただければと思います。

○坂本海洋環境室長 24年度について、97.7%で非常に高いという御指摘なんですけど、その前年度は、環境総合テクノスさん89.6%でございますので。

確かに、24年度だけを御指摘いただくと非常に高いというふうに見えるかもしれませんが、89.6という実績もでございますので。

○石田委員 89.6のときは、2社じゃなかったでしたっけ。1社でしたか。

○坂本海洋環境室長 入札者は2社でございます。

○石田委員 2社ですよ。

○坂本海洋環境室長 はい。

○石田委員 だから、競争原理が働いて89.6なんですよ。今回は1社だから97.7なんですよ。

○坂本海洋環境室長 ただ、日本NUSさんも、同時期、23年に結果として1社応札となっておりますけれども、その際の落札率は88.1%でございます。必ずしも1社だから高いということではないというふうに思っております。

○鈴木官房長 大体出していただいたんですけど、少し整理いたしますので、何か御意見とか、最後に言っておきたいことがあれば。

○坂本海洋環境室長 じゃあ、1点。

一般管理費のほうでいろいろと御指摘いただきまして、ありがとうございます。

環境省は、先ほどお話ししたとおり、予定価格を私ども事務方がつくるときには15%以内という形がございます。ただ、一方で、ほかの省庁さん、民間も含めまして、一般的な一般管理費の見方というのは、直接人件費を掛けることの120%以内という形が往々にしてとられております。今回、応札していただいた環境総合テクノスさんと、また再委託していただいている複数の会社がございますけれども、先ほど申し上げましたような直接人件費の120%以内というような形で計算させていただきますと、必ずしも、それを大きく上回っているもの

ではございません。

ですから、私どもとして、一つの予定価格をつくるときの基準はございますが、落札なされた後に、どのような形で一般管理費を割り振るかといったときに、一般的な社会の中での常識の範囲内という形でおさまっているんだというふうに理解しております。

○鈴木官房長 委員の方も。はい、どうぞ。

○石田委員 25年度ですが、海底の調査で、苫小牧が近々なのに、苫小牧については春・夏2回、北九州はまだいつやるかも不透明、わからないのに4回。この辺はどうしてでしょうか。

○坂本海洋環境室長 お答えいたします。

苫小牧については、24年度に調査を秋・冬行わせていただいております。それで、25年度は春と夏を行わせていただきますと、ちょうど2年分のデータを取得することができるということですが。

北九については、そういった意味では、25年度に四季やらせていただいて、ちょうど2年分になるということで、このような形の調査を組ませていただいております。

○石田委員 北九州は、まだ次が確定していないんですね。確定してから、さらに三、四年たつわけですね。うんと先なのに、わざわざ今、慌てて2年分データを蓄積する必要はあるのでしょうか。

○坂本海洋環境室長 そういった御指摘もあろうかと思うんですけども、先ほど、中ほどでお話しさせていただいたとおり、一度とっておきますと、そのデータは相当な期間で使えますので、よほどの天変地異がない限りは。そういった意味では、私どもは、今とらせていただければと思っております。

○鈴木官房長 よろしいでしょうか。

大体、コメントも集まったようですので。では、小林先生のほうからお願いします。

○小林委員 取りまとめの結果ですが、今回は、これまた3・3に分かれまして、事業全体の抜本的改善が3人、それから、事業内容の改善、これが3人。

これは、ただ、ニュアンスをどう捉えていいのかわからないんですが、抜本的改善という御意見の方も、縮小すべきじゃないか、効率化すべきじゃないかというのはあるんですが、この事業をやめてしまえという意見は何か少ないような気がいたします。

逆に、事業内容の改善ということを指摘した委員の方も、——自分のことだから私はいいと思うんですが。私もそうなんですが——私も、事業は、例えば苫小牧に絞ったほうがいいんじゃないかと。だから、同じことをコメントで言っていて、評価が違う。ただ、何かやめ

でゼロにしたほうがいいんじゃないかという意見は、少数というか、ないような気が、ぱつと見た瞬間いたします。

それから、もう一つ、入札は、議論が出ていましたように、ちょっと不透明というふうに――別に透明というか、検証が不十分で、再委託の問題とか、そういうことがあるので、そこは工夫の余地があるんじゃないか、改善の余地が十二分にあるんじゃないかという御意見は当然出ております。

ということで、これは取りまとめが非常に難しく、これはニュアンスが難しいんだと、抜本的改善でいいんですけれども、あるいは、これは、やめるという意味の抜本的改善ではないような――多数意見は――気が今回はいたしますが、委員の皆さん、どうでしょうか。○清水委員 縮小というふうに書かせていただきましたけども、一つは、先ほどおっしゃった海域の問題があるというふうに思います。

五つとか二つをやる必要があるのかということはありませんけれども、多く出ていた意見として、経産省のプロジェクトの基礎調査、データというのは活用すべきだという意味での縮小、あるいは存続する必要があるのかどうかという見直しということもあると思いますので、それが抜本的改善ということだと思います。

ぜひ、経産省については、コメントとして書いていただきたいと思います。

○小林委員 その点、議論の中で出ていたかと思うんですが、逆の意見もありました。

というのは、これは議論の中で、要するに独立性、やっぱりデータを別個にとったほうが、これはチェック・アンド――固有名詞は言いませんが、環境省のほかの附属のところもありますけど、独立性をやっぱり確保したほうがいいんじゃないか、議論の中でも、その点について、また業者がどうのこうのという、もちろん議論はあったんですが、そういう反対意見もちょっとございました。今の点については。

これは、なかなかコメントを書くのが非常に難しい。ただ、何となく、委員の皆さんで、やめたほうがいいんじゃないかという人はいらっしゃらないような気はするんですが。

○上山委員 一ついいですか。

○鈴木官房長 はい、どうぞ。

○上山委員 僕は、独立性とか重複のところは、そもそも、きちんと検討していないので、そこから始めるべきだという話だと思っているので。そもそも、どっちにしろという話まで至っていない。そういった意味で、やり方をやっぱり抜本的に改善する必要があるのかなと。

実施箇所の選定も含めて、何となく必要だから手広くやっておいたほうがいいんじゃない

かみtainな漠然とした感じでお金がどんどん出ていくのはいかがなものかなと思いますので。

もし、私がした議論で、独立性のところを別途にするべきだというふうに勘違いされているようであれば、僕の意見は少なくともそうではないです。

○園委員 独立性に触れているので。

今、上山委員の趣旨と私の意見も、ほぼ同じです。別の事業でやる必要があるとおっしゃいながら、独立性に対する検討がなされていないということは、そもそもどうなのかなというところを強く書かせていただいております。

○高岡委員 私も、業者の考えとか独立性の話を書いたんですけれども、これは、例えば生物多様性の調査とかで調査範囲がかぶるとか、そういう問題じゃなくて、申請側と、認める許可側ですから、それは基本的には独立性をかなり重視して、同じことをやっても、別途やるべきだと思います。

そういう意味では、事業規模を縮小するという意味で、私は抜本的じゃなくて、一部改善のようところに丸をつけたんですけれど、そういう意味で書いたのでもないし、もっと言うと現状維持でいいかなと思ったんですけれども、さっきも後ろで見ていて、そうすると、また1票、2票、3票とかになったときに、この方式でやると、結局、その現状維持と一部改善のほうが、どちらかというに近いニュアンスでついてしまうので、だったら票をまとめたほうがいいんじゃないかなと思って、こんな話をするのも何ですけども、一部改善のほうにさせていただいたんです。

というのは、そんなに大きく変えるよりは、やっぱり独立性をきちんとチェックするとか、調査海域を、おっしゃったようにもっと絞るといとか、そういうことで、この事業自体をそんなに意義がないというふうには、どの委員も捉えていないんじゃないかなというふうには思いました。

○上山委員 くどくて恐縮ですけど、私が申し上げたかったのは、独立性か重複か、そもそも議論する前提のことがされていないということなので。

例えば、独立性といたって、事業者がもしかして1社しかなければ両方同じところを使わざるを得ない。そんなときに独立性というんじゃなくて、やはり同じことをやるのであれば、同じ業者のものなのか、当然、そこは無駄なことを二度繰り返す必要はないですし、そういったところが十分に検討されていないままで、とりあえず言葉だけ独立性ということで先行している、言葉遊びのように言っているというのは、いかがなものか。きちんと精密に検証して、やり方を考えていただきたいというところです。

○小林委員 これは、3・3に割れた場合は、どうすればいいのかなと私も悩むんですが、何となく、御意見、異議がある方、いらっしゃいますか。

○清水委員 提案ですけれども、3・3の場合ですと、意見をすり合わせるということはなかなか難しいと思いますので、両論併記ということになろうかなというふうに思います。

多分、それぞれ言っていらいしゃること、思っていらいしゃことは違うと思いますので、それぞれの重立った意見を書いて、コメントとして書いていただく、両論併記の上で。それしかないんじゃないかというふうに思いますが。

○小林委員 そういう形でよろしいでしょうか。

今回、これは両論併記。前回の生物多様性と違って、これは全くの両論併記で、私がるる申し上げたこと、あと、ここのコメントであるようなことを挙げていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林委員 どうもありがとうございます。

○鈴木官房長 どうもありがとうございました。

それでは、最後の案件に移らせていただきます。

では、5分ほど休憩をとらせていただきます。

午後 4時14分 休憩

午後 4時17分 再開

○鈴木官房長 大体そろわれたので、よろしゅうございますか。

それでは、説明者のほうから5分ぐらいで説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

○上田環境安全課長 それでは、化学物質環境実態調査について、資料39ページから説明させていただきます。

こちらの調査は、昭和49年度から一般会計で実施しております。事業の目的は、こちらに書いてありますが、一般環境中の化学物質がどのぐらい残っているか。これを残留状況と言っておりますが、それを把握することによって、さまざまな化学物質関係の法令が規制の対象とするか否か、その判断の材料となる情報を提供するというところでございます。

後ろの参考資料とかも適宜引用して・・・。

○鈴木官房長 5分以内で。

○上田環境安全課長 全体5分以内で。

そのときの情報というのが環境リスクというものでございまして、資料につきましては、簡単ではございますが、46ページに化学物質対策の基本とありますが、日本の化学物質対策は、環境リスクの評価の大きさに応じて、規制にするのか、届け出にするのか、何も規制しないのかといった大きさを決める。この環境リスクというデータが、化学物質そのものの有害性評価、毒性とかのデータと、あと、ばく露の評価、それが実際に関係がどのぐらいあるのか、幾ら毒性が強いものであっても非常に薄いもの、ないしは、ないものであれば規制の必要はないということで、掛け算で規制を決める。

ばく露の評価のデータを環境中の濃度ということで担当しているのが、この化学物質の実態調査でございます。

実際に規制はどういうものがあるかというのは、その横の47ページに化学物質の審査法、化管法、あと、大気汚染防止法、水質汚濁防止法といった規制法、こういったものがございます。

39ページに戻らせていただきます。

そうしたデータを実施するため、実際には、調査として、そこの事業概要のところがございますが、①、②、③をやっております。

初期環境調査、これはまずそもそも検出されるのかどうか、有無を把握するためのもの。その次が、実際にどのぐらいの濃度か。精度を上げますけれども、詳細環境調査と言っておりますが、精密に把握するもの。また、経年変化を見るものということで、モニタリング調査、③ということをやっております。

また、これらの調査結果というものが真に正しい値を指しているかどうか、これらを管理するため、分析法の開発をやったり、試料保存をやったり、精度管理をしたりということをしております。

予算の推移は、そちらに書いてありますが、今年度3億1,200万でございます。22年度は4億でございます、もう少し前に遡りますと6億あった時期もありまして、毎年、定率のカットでだんだん小さくなってきているところでございます。

指標につきましては、アウトプットのほうを出ささせていただいております、実際に要望があった物質について測定したものであるということで、はかった物質の数を掲載させていただいているところでございます。

その下に内訳がございますが、後で、細かいのが41ページに出てまいりますけれども、自治体に約1億、また、民間のほうに2億の予算で委託等をお願いしているところでございます。

40ページを御覧ください。

所管部局による点検でございますけれども、国費投入の必要性につきましては、調査結果というのは、国民生活に関わりのあるさまざまな化学物質関連施策に活用されているという観点で、ぜひ点検を実施していきたいと考えているところでございます。

事業の効率性につきましては、競争入札により競争性の確保を図るとともに、できるだけ全体の価格を抑えるために、地方自治体で担うことができるものについては民間の請負に比較して低コストな地方自治体を最大限活用して実施するという工夫をしておるところでございます。

有効性の確認といったもの。事業の有効性でございますけれども、それぞれの各種規制法、そちらのほうから要望のある物質について分析法をしっかり開発し、データを提供し、その結果を、その規制法の評価に役立てるということで、有効なものとして理解しております。実際に検出されなかったということであったとしても、検出されなかったことで、その物質は規制にならないと、その判断も一つの結果だと思っているところでございます。

重複排除でございますけれども、実際にモニタリングというのは、我々のほうは、これはバックグラウンド、一般環境でやっておりますが、そうではなくて、例えば法律に基づいてもう既に規制がされている物質がちゃんと守られているかどうか、これを工場の近くではかたりする。こういったことは既に大気汚染防止法とか水質汚濁防止法でやっておりますが、我がほうが担当しているというか、ターゲットにしている物質は、そうした法律に新たに追加すべき物質のリスクデータを集めるために、ばく露の量、環境の濃度をはかるということですので、調査、モニタリングをする対象の物質が異なるというふうに考えているところでございます。

41ページに、実際の資金の流れというところで、平成24年の流れを書いております。

Aのところに書いてありますが、自治体が58自治体と書いておまして、こちらで実際にサンプリング、水、大気、生き物、こういったものをやっていただいております。調査ができるところ、また分析ができますといったものも、できる限りはそちらにお願いする。そこでできないというふうなものについては、こちらで言いますとDとかEとか、（大気）、（水質・生物）とか、いろいろ書いてありますが、それぞれ専門がございまして、そうしたところで分析をお願いしているというところでございます。

あと、その下のほうにGとかHとか書いてありますのは、分析法、それぞれその物質が環境中にあるのかどうかをはかる方法というのを定められるように、分析法の開発をお願いして

いるというところでございます。

あと、上のほうにBとCとございますが、これは全体の精度管理をするという意味で、それぞれのラボラトリー（実験室）がちゃんと正確にはかっているのかというものをやるのが精度管理でございます。Cのほうは、出てきたデータを見て、プロが見ればこの値は異常値であるとか、これは妥当な値であるといった、そういった精査ができますので、そうしたものを結果精査という業務としてCのほうでお願いをしているというところでございます。

これが全体のイメージでございます。

42ページ以降は、実際の費目、使途というところではありますが、1点、42ページのBとGにつきましては回答を得ることができなかつたと書いてございますが、その後、確認したところ、これは印刷が間に合わなくて、本日、確認ができたんですけれども、内訳のほうは入手できましたので、もしあれだったら今、少ないですので読み上げてもよろしいですか。

Bのほうでございますが、人件費が1,100万、旅費が700万、一般管理費が400万、その他1,300万でございます。

あと、Gですが、こちらは3項目ございまして、900万の内訳ですが、人件費が700万、一般管理費が100万、その他が100万。以上でございます。

あとは、参考資料を幾つかつけておりますが、一つだけ御説明させていただきますと、一番最後でしょうか、60ページ、調査票のほうで、言葉で説明しておりますが、少し詳しく書いたものでございます。類似のもの、少し広目にとるようにという考え方に沿って、広目にとったものでございます。

法律に基づき実施されるモニタリングというものは、まず、規制の対象となっている物質について、自治体が監視するものというのと、あと事業者が監視するものとあります。

事業者は、自らの施設の排出口のところでちゃんとそれが守られているか。排出基準等守られているかというものを把握する。自治体は、もう少し外で常時監視、一般環境の基準をモニタリングしているというところで、それぞれ、いずれも法律等で規制の対象になっている物質をやっているというところでございます。

これ以外のモニタリングというのが、一つ目の丸が（黒本調査）と書いているのが、今回対象となっている調査でございます。その下に、もう一つ書いてございますが、これは独自に自治体がやるものということですが、環境省が先ほど自治体にサンプリングをしてもらって調査をすると。平均して10カ所から20カ所とるんですが、自分のところだけ妙に高いというのが出ると、その自治体として、やはり県民に対する説明責任というのが「何だろう」と

いうので、追っかけて調べるといものがございます。

また、分析法を自分のところで開発できますとって、開発してくれたところは、せっかくだから、職務能力の向上なのか、問題意識なのかというので、自分ではかるということ。この2パターンがあるということが判明しております。

以上、私のほうから最初の説明を終わります。あとは、御質問のほうをよろしくお願ひします。

○鈴木官房長 では、事務局から論点の説明をお願いします。

○中井会計課長 最後の61ページを御覧いただきたいと思います。

4点ございます。いつまでに何を行うべきか具体的なビジョンはあるか（予算の規模とも関連）。次に、サンプル調査の地点数が少数であり、その結果をもって残留実態を把握したことになるのか。3点目、要望部署へフィードバックした調査結果が、要望部署で有効に活用されているのか。4点目、予算の都合により、調査対象物質の選定に当たっては、かなりの物質数を絞らざるを得ない状況であるが、ニーズに応えるためにはどのようにすべきか。

以上でございます。

○鈴木官房長 御意見がございましたら、御質問も含めて。

○高岡委員 大変意義のある調査だと思います。今の論点の三つ目と四つ目に関わることなんですけれども、フィードバックした調査結果が要望部署で有効に本当に活用されているということと、もともと、48ページにあるように、かなりの数の要望が上がってきて、その中で調査法が確立できたり、いろんな物体の特性なんかも考慮して、49物質までは本来調査できるのに、お金がなくて30物質しかできないと、こういう状況なわけですよ。これ、二つとも解決をしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、この2点を一緒に。

というのは、普通に考えて、私は経営学部の教員ですけれども、本来、ニーズがあるものをお金がないから30で切るといのは、すごく変な話で、ニーズがあるというか、実際、本当に必要なものであれば。ただ、お金で切らないとモラルハザードが起きて、幾らでもやってくれるんだからということで、出してきちゃうと思うんですよ。

だから、本来そこでチェックがかかる仕組みをつくってしまって、無駄なものを出してきた人は、後から、だから使われたかどうかの調査をきちんとこちら側でして、使っていないのに出してきたところはペナルティーで翌年は半分しかやってあげないとか、例えば。

そういう形で、そこでチェックをかけてしまえば、あとは、その上がってきたものを、本来、本当に必要なものだけが上がってくるんでしょから、そこで選別ができるという形に

しないと、今の仕組みだと、本当に必要なものとして上がってきているのか、そうでないかもわからないまま上がってきて、何となく予算の都合で切っているというので、すごくあやふやな状態だと思うんですけど。この辺りというのは、御検討いただいたことはあるんでしょうか。

○上田環境安全課長 御指摘の点は、もう必要に駆られてやってきたというか、予算が減っていく中で、要望が増えていくということで、どういうふうにしたらできるのか。効率性を上げるためにどうしたらいいだろうかということで、過去、有識者が集まって御検討いただいたことはございます。

そのときの方法としては、例えば、ある物質をやっぱり10カ所はからないといけないし、そのときに検体数も何個か取るんですけども、1個ずつはかるのではなくて、三つまとめて平均してミックスしてやったら平均値だろうというふうな形で、分析を1回で済ませる。サンプル数は三つだけだと、というふうなやり方。

ただ、あまりやっても、結局、測定誤差もあるし、本当にこれがいいのかどうかというのはあるんですけども、ある程度は、そうやってサンプル数は維持しながらというふうな形でやったりとか、あと、モニタリングは毎年やらないで、10年一くくりで2回ぐらいやればいいんじゃないか。飛び飛びにして、線を引けば大体これぐらいじゃないのというふうな形で、モニタリングとしようというふうなことをやるというようなことは、効率性の観点で工夫はしています。

あともう一つ、御要望に対して少し評価したらという御指摘が、委員のほうからありましたが、――我々も、実際に物質を選定するときには、それぞれの水生生物とか、あと、化学物質、いろんな御専門の方に、緊急性とか、そういったものの知見をいただいているところですけども、そうした方々からも御指摘があって、昨年度から、それぞれの要望を出している部署に対して、どういうふうな使い方をしたかということの報告を求める。その報告を委員の方々に見ていただいて、物質の選定をするときの参考にしていただくということを始めたばかりでございます。まだ、そこが効率的にできているかどうかというのは、昨年始めたばかりでございますが、もう少し工夫の余地はあるかなと思っております。

実際に、48ページの絵で言いますと、要望のレベルで言うと100ぐらいあるんですが、48ページの右側で見ると、結局、49まで選定しているというところがありまして、そこでまず半分切っているんですね。それは、例えば、要望は来たけれども、この物質の測定はすごく難しいから、そう簡単にはつukれない。そこに予算をやるよりは、こっちにやったほうがい

いんじゃないかとか、測定はできるけれども、この物質というのは環境中でかなり短期間に分解してしまうので、分解した物質もあわせてはからないと、もとのものがどのぐらいというのがわからないし、そのことを考えると非常に難しいから、もうちょっと先にしようとか、いろいろ分析法の開発、あと測定のことを考えるとというので、ぐっと絞っているというので、そのところで絞っているというのも、ある程度、我々の工夫の一つかなと思います。

最後、49から30のところというのは、御指摘のとおり、予算の範囲で。あまり、さっきのような工夫はするんですけれども、サンプル数を減らしたりするとデータそのものの意味がなくなるので、そこを維持できるところという感じでやって、残りは翌年度にもう一回必要があれば出してもらおうというふうなところになっています。今のところはですね。

○高岡委員 先ほどの意図がうまく伝わったかわからないんですけど、今、必要なものだったら、49を、もっと予算をつけてやればいいんじゃないかと思うんですよね。でも、来年に先延ばしでもいいものだったら、それは今必要じゃないのかもしれないし。

その辺の見極めをしないまま、お金で結局切っているというのが変で、本当に必要なものかどうかというのは、こっちからわかりにくいですよね。出してきたところが、もしかしたら、モラルハザードでいっぱい出してきちゃうかもしれないし、どうしても必要じゃないのに必要だと言い張るかもしれない。

そこをうまく選別する仕組みをつくって、あとは上がってきたものを、もしここで49必要なら49、もっと予算をつけてやればいいし、そうじゃなかったら困る部署だって出てくるというか、きちんと物質がはかれなくて、その地域の人たちの身体に影響があるとかということにならないんでしょうか。

○上田環境安全課長 それぞれの規制法の担当部局で、それぞれ法律なり政令を変えて物質を追加したりするというのが、大体、毎年やっているわけではなくて、何年かに一度やっているの、そのときに間に合うように、それぞれの物質群というのをチェックしているのだと思っていますから、1年ぐらいだったらというふうなので、少しぐらいは許してもらえるのかなと。我々は、しょうがないが、予算がないので。今までずっと減らされてきたので、実を言えば、来年度はこういう実態でやって、少なくとも最後絞ったところの積み残しがないうぐらいの最低限の予算は、増額というのを出せないかなというのは思っています。

そのかわり、先ほど言ったフィードバックだとか、効率性というのをもっと追究して、そうしたものも入れながら、合わせて額はどのぐらいになるのだろうかというのは議論はしています。ただ、出す側は、一刻一秒を争っているかということ、大体数年タームで見直してき

ていますので、その中で置いておけば、1年ぐらいは「ごめん」と言っても何とかなるんじゃないかというふうなのは、我々として思っています。

ただ、積み上がっているのは事実で、例えば化学物質審査法というのがありますけれども、ちゃんと優先評価化学物質で、リストで140物質ぐらいが載っかっているんです、リストが。それは、ちゃんと先ほど言ったデータを詰めて評価をしないといけないので、毎年、そこから10なり20なりが出てくるんですが、それは先々のことを考えてそれぐらい出してきているんだと思うのが、先に積まれていっていると、そういうイメージです。

○清水委員 何か質問に対する明確なお答えになっていないように思うんですけど。

要するに、必要なものを、優先順位をつけて必要な部分だけやるというふうなことにならないのかという御質問だと思うんですけども。長いスパンで出してきているとか、何かよくわからない御説明だなといつも思うんですけども。

委員会で、要するに専門家委員会が選ぶんですか、対象を。100上がってきて絞られてとありますが、どこの段階で委員会が絞って、有識者会議が絞るんですか。

○上田環境安全課長 48ページの絵で言いますと、それぞれの担当部署から、これは24年の数字ですけど、20とか13とかの物質が出てきます。それが当課のほうに寄せられて、当課のほうで設けている検討会で検定していただく。どれの分析法を開発するとか。

○清水委員 49に絞り込む段階なのか、30に絞り込む段階なのかというのは、どっちになるんですか。

○上田環境安全課長 49のほうです。

○清水委員 49に絞り込む段階で、それは必要だと専門家が言っているということですか。

○上田環境安全課長 はい。

○清水委員 それでも30に要するに絞り込まなきゃいけないときの判断はどういうふうになるんですか。

○上田環境安全課長 環境安全課のほうで判断させていただいております。

○清水委員 どういうふうに判断するんですか。

○上田環境安全課長 実際には、予算の額とか、あと、結局、査定じゃないですけども、ある種、一律に5%ぐらい切るとか、バランスを見ながらいうのとか、あと、指摘された中で、例えば、この物質とこの物質というのは構造が似ているというふうな話であれば、分析法の開発というのは、一緒にやると経費も節減できるので、ここを一緒にやったら、ばらけてやるよりはいいよねとか、そんなものを考えながら、我々の課の中で職員がやっております。

○清水委員 それと、さっき、委員会のほうで、選定のときに参考にするために配られているというふうな分析結果が、どういうふうに規制に結びついていったかとか、成果ですよ、これがずっと把握されてこないで、私がお聞きしたところによると、今年からやり始めましたと。

○上田環境安全課長 昨年から。

○清水委員 昨年ですか。

○上田環境安全課長 はい。

○清水委員 私は、今年とお聞きしたと思うんですけども。

○上田環境安全課長 失礼しました。

○清水委員 ということですけれども、それはどうしてされてこなかったんですか。

○上田環境安全課長 すみません。今から見れば、もっと早くからやるべきだったのかもしれませんが、我々としては、規制部局から必要なデータをと、それは責任ある部署からそういうふうな情報が出てきたものですから、それをそのまま受け取ってやってきたということかもしれませんが、昨年度、平成24年度からやらせていただいております。

○清水委員 昨年度ですね。それで、よくわからなかったんですけども、それで私はお願いしたわけです。20年度に要望が上がってきて、21年度に分析開発をして、22年度に調査して、24年度は黒いほうに載った結果がどう活用されていますかというふうにお聞きしました。

そうしますと、27物質のうち2物質は問題がなかったということですよ。問題がなかったということは検出されなかったという意味ですか。それとも別の意味ですか。

○上田環境安全課長 検出されなかったというだけじゃなくて、先ほどのばく露データ、我々の濃度のデータと毒性のデータを掛け合わせてリスク評価をした結果、問題ないというふうな判断に至りました。

○清水委員 毒はないというふうな意味。

○上田環境安全課長 何らかの規制の対象にする必要はないと判断されたと。

○清水委員 そうしますと、27物質の中で、問題のない2も含めて全部検出されたわけですか。

といいますのは、別のデータで、昭和49年から23年度までの累積データで、黒いほうに載っているものの中で、検出率というのは5割くらいだというデータがあるんですけども、たまたま20年度の要望に関しては全部検出されたということなんですか。

○上田環境安全課長 例えば10カ所とりますというときに、検出される場所もあれば、され

ない場所もあって、その5割というのは多分、そういうベースで、全部の検体数でやってここをとっているんだと思いますけど、我々は、最悪のケースで一番高い濃度を引っ張ってくるので、そういう意味でベースが違うかもしれません。

○清水委員 カウントが違うんですね。カウントの仕方が違うということですね。

○上田環境安全課長 はい。

○清水委員 それで、何が言いたいかと申し上げますと、20年度に要望が上がってきたものについても、次のプロセスに進みますというのが、大体の活用方法のお答えいただいている記述であって、やっぱり随分先ですよ。恐らくリスク評価があって、最後に規制なりに反映されていくというのは、かなり長い期間かかるというふうに思うんですよ。

だから、結局、黒いほうに載っただけでは全然終わらなくて、そこから始まるわけですよ。だから、そういう意味では、データの蓄積が必要であったと今から言ってもしょうがないのかもしれませんが、過去に分析されたものがどういうふうに規制の対象になっていったかというのは、本当はもっと長い蓄積が要るんだと、そういうふうに的確に判断するためには。というふうに、残念に思えてならないわけです。そういう理解でよろしいわけですよ。

○上田環境安全課長 御指摘ありがとうございます。

○上山委員 大体、皆さん、恐らく過不足なくやらなきゃいけないという話になっているので、過不足なくやるに当たっての材料がないというのが問題なんだろうと思うんです。

フィードバックについては、最近になってとり始めたということですね。

○上田環境安全課長 はい。

○上山委員 逆に、例えば、これは今回49に絞って、過去も、同じように幾つも要望があって、それを絞ってやってこられていると思うんですけども、絞って、絞りから漏れちゃったもので、後から問題になったような事例というのはあつたりするんですか。

○上田環境安全課長 特に記録は残ってはないんですけども、何か有名な事例があれば報道にもなるので記憶に残っているはずですけど、とりあえず我々の記憶に残ってはないです。

○上山委員 そちら辺も十分に多分把握されていらっしゃらないところなんですよ。ただ、大きな問題には今のところはなっていないということなんですかね。

○上田環境安全課長 はい。

○上山委員 そうすると、材料がないままに、今出ている数字というのはどういう数字なのかというのが非常に疑問なんですけど。どういう根拠の数字になってくるんでしょう。

○上田環境安全課長 どの数字のことを言われて。

○上山委員 予算の数字です。

○上田環境安全課長 予算の数字ですか。予算の数字は、今のところ、化学物質審査法であるとか大気汚染防止法が、割と要望を出してくる数字というのが、毎年、コンスタントに出してくる数字というのがあります。それが100物質ぐらいというので安定していますから、当面、その状況に変化がないということであれば、その100物質から、分析法とかフイージビリティをやって絞って、50物質ぐらいの分析法を開発できるぐらいの予算というものを確保していければいいのかなというふうに我々は思っています。

○上山委員 必要性とか重大性とか、そういう話じゃなくて、あくまでもこのぐらいの数字が出てくるだろうから、このぐらいの数字という、ベースの数字ということですよ。

○上田環境安全課長 そうです、基本的には。ただ、化学物質審査法だけは、優先評価化学物質というのが140というリストがあるので、それから一つずつこなしていけばできるんですが、このリスト自体も、何年かに一度、物質がぼんと積み上げられるので、そういった増える要素というのも考えないといけないんですが、とりあえず直線で引っ張っていけば、当面は今年ぐらいの数字というのが続くのかと思っております。

○上山委員 お話を聞いていると、事業の目的の重大性はよくわかるんですが、議論のしようがないという気がします、正直。

全く材料が十分がないので、この数字が正しいものなのか、足りないものなのか、ちょっと判定不能と言わざるを得ないのかなという気がします。

○園委員 それに多少関係すると思うのですが、非常に単純な話で、このレビューシートが一番最初に、活動見込が25年度は28になっているんです。実績が、24年度が24、それでよろしいんですよね。活動実績のところ。

要するに、24年度の実績——ごめんなさい。実績は31ですね。見込みが28。実績と見込みを比べると3事業減っているにもかかわらず、執行額に比べると相当予算が増えている、25年度は。これは何でなのかというような具体的な御説明は。

これは今まで各委員がおっしゃっているんだと思いますが、この事業については非常に専門的でわかりにくい事業だということがあるんだと思いますが、61ページの論点は非常に納得いくんですが、その御説明がどうもどれもわかりにくい。

それらの論点に対する省側の御説明は理解しにくいというのが正直なところで、例えば、とっかかりとして、なぜ実績に比べて見込みが減っているのに予算が増えたのか、そういう

切り口が何か御説明いただけますか。

○上田環境安全課長 すみません、実績に比べて見込みが減っているのに・・・。

○園委員 要するに、普通に考えると、これを見ると活動見込は実績より少なくなっているのに、24年度の執行額に比べて25年度はかなり増えていますね。2億4,400万から3億1,200万に。これはどうしてこうなったのか。何かわかりやすい御説明をいただけますか。

○上田環境安全課長 精査しないといけないんですけども、特に分析法の開発とか、実際に分析するとなると、難しい物質と、そうでないものというのは単価が全然違ってくるというところはございます。実際に3、4倍ぐらい、分析法開発で、それぞれ調べてみたら違ったりすることがあるので、たまたま難しいものに当たったときは、こういうようなことというのはあるのかもしれませんが、ここが実際に何なのかというのは、今、手元の資料ではわかりません。

○園委員 私どもは、基本的にこのレビューシートで意見を言うことになっておりますので、そこら辺が精査しないとという御説明では、正直、少し寂しいなという感は否めないのです。

○上田環境安全課長 わかりました。

○清水委員 契約についてお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○上田環境安全課長 はい。

○清水委員 先ほど入手されたばかりのデータを教えていただきましたが・・・。

○上田環境安全課長 すみません。印刷が間に合わなくて。

○清水委員 ということは、中身を見られていないということですね。よく精査されていないということですよ。

○上田環境安全課長 はい。まだ私自身はやっておりません。

○清水委員 ずっとここは確認できるだけで18年度からずっと、もしかしたら、その前からかもしれないということで、ある意味、なぜずっと1社応札なんだろうというふうなことなんですけれども、実質、競争性が働いていないということであれば、ちゃんと中身を精査していただきたいというふうに思うんですけども。今後はしていただけるのでしょうか。

○上田環境安全課長 請負契約という業務形態をとる中で、中身の精査、成果物がしっかりとればということなので、実際に書類の明細を上げさせて、その費目をチェックするというようなことをして、なおかつ、それを指導をかけることをやっていいのかどうかという、そういうことを言われているのでしょうか。

○清水委員 実績を把握されるということは、それで中身を精査されるということは、次の

ときの――ずっと続いているわけですから、予定価格の積算等に当然参考にすべきものだというふうに思うんですけど。実績を把握されなければ、それは難しいんだと思うんですけど。

環境省さんだけの積算、あるいは先方からの見積りの人工数だけで、それで契約額が決まってくるとすると、それは中身がよくわからない状況だと思うんですけども。

○上田環境安全課長 実際に入札のプロセスの中で予定価格とかを決めるときに、ある種、参考情報というので、見積りを何社からか入手して、それで最終的に判断するというようなプロセスがあって、そこで、あまり詳しくここで言っているのかあれですけども、予定価格を効率的に下げられるところは下げるような形のものにして入札をかけている。

結果として見ると、例えば1回目の入札だったら、予定価格のほうが低くて入札できなかったとか、そういうこともあります。

○清水委員 例えば、実際、ここは1社応札なんですよ。ずっと1社応札が続いているんですよ。

○上田環境安全課長 はい。

○清水委員 ですよ。見積りは複数社にとれるんですか。

○上田環境安全課長 結局、何で応札しないのかというふうなところですが、少し調べてみたんですけども、一つは、特に、41ページのBとC、精度管理と結果精査については、入札の条件として、分析業務に参加しないこと。要するに、チェックするほうと受けるほうが同一人物であってはならない。自分が自分をチェックするというのはおかしいだろうということで、分析業務に参加しないことというものをに入れていて、多くの業者は精査業務とかをとってしまうと分析業務ができなくなるので、こういったところは分析が本筋なので、分析をやりたいから応札しませんというふうなことでありますから、能力としては、聞けばとれるものかと思います。

○清水委員 お聞きしたのは、複数社から見積もりを取り寄せているんですかということですよ。

○環境保健部 すみません。先ほどお答えした複数社からの見積もりですけども、こちらのほうは、勘違いしましたけれども、先ほど、分析法は幾つかやりたいという請負企業が出てきますので、分析法を入札する際には事前に複数社から見積もりをいただいて、その一番低い値を参考値にして入札額を一応決めているということですけども、今、先生がおっしゃっている精査とか、そちらのほうにつきましては、そもそも、なかなか入札に来ていただける企業がございませんので、複数社というのはございません。1社になってしまいます。

○上田環境安全課長 すみません。私が「とれると思います」と言ったのは間違いでした。申し訳ございません。訂正します。

○清水委員 全く競争性が働いていない状況だろうなど。その中で、どういうふうに効率化されていていっていると御説明いただけるのか、そこら辺を御検討いただければというふうに思います。

それから、精度管理ですけど、精度管理等とありますが、「等」というのは何なんでしょうか。

○上田環境安全課長 委託をまとめるという関係で、標準物質の配付とか、精度管理に係る調査というものに加えて、分析法開発のための検討会議の運営と、そういったものをお願いしております。

○清水委員 検討会議とは、環境省さんがやられる検討会議ということですか。

○上田環境安全課長 委託先でやっていただく検討会議です。環境省の名前で、環境省が委託をして。

○清水委員 事務局機能を担わせる。

○上田環境安全課長 そういうことです。それとか、その検討会で必要な資料の調製とか調査、そういったことをお願いすることになります。

○清水委員 さっきもそういう話が出てきたんですが、環境省さんが本来はやらなきゃいけないところですよ。

○上田環境安全課長 職員に限りがありますので、外注できるものは外に出しています。

○高岡委員 この日本環境衛生センターについて伺いたいんですが、1社応札は平成18年度からずっと続いているというふうに伺ったんですが、それでよろしいんですよ。

○上田環境安全課長 結構です。

○高岡委員 ということは、先ほどから清水先生が何度も、競争性が働いていないよねという事で、競争性を働かせるための何か工夫みたいなものはされていたんでしょうか。

先ほど、入札条件があるからということだったんですけど、もう一度、入札条件というのは、緩和を絶対できないものなんですかね。

○上田環境安全課長 先ほど私が言った入札条件は緩和できないんですけども、そのほかの入札条件はちょっと緩和して。一つではないので、調べられるほうと、調べるほうが同一でないというところは外せないかなと思っていますが、それ以外に、例えば参加資格というのがAとかBとかあるんでしょうけれども、入札のほうで、その下限を下げるとか、そういった

工夫はやっています。

○石田委員 調査を実際に分析する人と、それにイレギュラーなものがないかどうかを確認する人は別のほうが良いということですよ。でも、かなりの物質数があるわけですから、この物資については、とってくる人と分析する人と、それから実際に精査する——精度管理というんですか、分ければ別にいいんじゃないんですかね、物質によって。

何も全部、この会社は精度管理、ここはとってくる人という切り分けでなくても、何でもそんなにこの1社、18年から1社応札をずっと続けているのかという、そこがやっぱり工夫が足りないような気がして、また下世話な話なんですけれども、どうも落札率が高い1社応札がずっと続いていると、「天下り先なんじゃないの」という気がするんですが、その辺いかがでしょうか。

○上田環境安全課長 基本的に、例えば、分析を受託しているところのラボラトリー（実験室）の能力というのが正しいかどうかというのを見るので、結局、そのところが、この物質、あの物質と、いろんなものを請け負っているわけですよ、県も含めて。だから物質ごとに切り分けられるかという、一瞬考えるので、すごく複雑な形になるなという気がちょっとしました。まだ工夫の余地はあるのかもしれませんが。

あと、落札率ですけれども、高いと言われますけれども、予定価格は公表しないんですが、落札率をこの形で公表しているの、入札価格と落札率を掛ければ予定価格というのが一般の人にわかってしまうシステムに今はなっているの。

そのときの新規だとわかりませんが、毎年、こういうふうに必ずやらないといけないうもの、少し仕様書が、ああいう物質をやりたいとか変わりますが、プロになれば、過去のやつを全部調べて集めれば、予定価格はある程度推測ができるんじゃないか。相手側の身になれば。

○石田委員 18年から1社応札ですよ。それは入札の条件が合って、いつもずっと1社という事は、この日本環境衛生センターは、きっと来年も1社だなと思うわけですよ。だって、入札条件が緩和されないから。

そうしたら、自分で去年よりは少しこのぐらいにしようかというふうにやってくるから、やっぱり競争性が働かないと思うんですけどね。

○上田環境安全課長 そうですね。どういう工夫をしたらいいのかというのが・・・。

落札率というのが相手にずっと見えているというので、自分は大体どのぐらいで、毎年自身は変わるんだけど、あそこが変わって、落札でこうだから、差額がこうだから、あそこら

辺の単価はこうだなというのは、もう今はオープンな情報になっているところがあるから、その中で工夫するというのは、かなり難しいなど。

さっきのように、受ける人と受けない人というのを、一致させてもいいじゃないかと割り切ればこれは解消できると思いますが、それはちょっと、試験官と試験を受ける人が一緒というのが、公正な結果が出るのかというところで疑問があるので、我々としては、そこはとりたくないなと思っております。

○鈴木官房長 では、コメントシートを書きながら議論を続けたいと思いますけれども。

○上山委員 すみません、今の話をちょっと教えてください。

Bのところは利益相反があるので、どこもバッティングしちゃいけない。Aとだけバッティングしちゃいけないんですか。Gのところと同じ会社がありますよね。

○上田環境安全課長 基本的に測定なので、例えばEとか、Dとか、G。

○上山委員 Gは、これは関係ないです。

○上田環境安全課長 これは開発か。すみません。あとAの一部、都道府県。

○上山委員 そうすると、コンフリがあるといっても、全部の業務から締め出されるわけじゃなくて、できない業務もあるという話だと思うんですね。

○上田環境安全課長 そうです。

○上山委員 そうすると、それで本当に全部競争相手が締め出されてしまうんですかね。

○上田環境安全課長 そこは我々も相手から聞いただけなので。

どうなんですかと聞いたところ、我々は、分析屋さん、測定屋さんなので、本務は分析なんですと言われて、そこがとれないというのは考えてしまいますというふうに言われました。

○上山委員 よくわからないんですね。

同じところが、片や分析もやっているのに、ほかのところに限っては、そのような理由づけで参加してこないというのは。ずっと同じところが、Bはもう固まっちゃっているんで、あえてそんなリスクを冒してまでというような話ではないですかね。

○上田環境安全課長 そういう聞き方をしていないので、わかりませんが。

○上山委員 答えは出てこないと思うので、要はやれる余地があるんじゃないかと思うので、もう少しお話しただいて、競争性を高めていただきたいということですね。

○上田環境安全課長 はい。

○清水委員 中身について、よく見ていただく必要があるかなというふうに思うんですね。それで、さっき入手されたばかりだということなんですけども。

ここのホームページを拝見しました。そうすると、財務諸表のかなり要約的なものが載っているんですけども、国等の調査研究事業というのは別立てになっていますね。別会計になっていまして、そういうのも御覧になったほうがいいと思いますよ。

実は、直接経費以外は全部一般会計に繰り入れられているんですよ。だから全部、そういう人件費とかは一般会計で支出されているんですよ。だから、ちゃんとそういうのが帰属されて計算されているのかどうかというのは、きっちり確認される必要があるというふうにしたから、さっきのようなことを申し上げたので、よく見てくださいというふうに。

だから、そういう理由で、恐らく出てくるのも遅かったのかなというふうに推測しているんですけども。やっぱり中身をよく精査していただく必要はあると思います。

○園委員 ほぼ同じ意見なんですけれども、この財団の環境衛生センターさんは、御自分のホームページでかなり情報を開示されています。理事、役員の情報も開示されています。

その中で、最初のお答えはいかにも寂しいなど。請負だから回答しないと。そういうので、いや、請負だから聞けませんでしたと。今日もそのお答えだったら、もうどうしようかと思っていたんですけども。

そういう先様が開示されている情報とのバランス等々をよく考えた上で、本当に国民が納得できるお金の使い方になっているかを説明する。説明するだけじゃなくて、こういった最大限の努力をしていただきたいなと思います。

○上田環境安全課長 はい。

○石田委員 48ページの調査物質の絞り込みなんですけれども、もう一度、繰り返しになるんですが、これは、最初に49物質まで選定するのは、皆さんが関与されるんじゃなくて、全部外部の専門家なんですか。それとも皆さんが関与されるんですか。

○上田環境安全課長 決めていただくのは、検討会で決めていただきますが、各部局から情報を聞いたりとか、資料整理は、もちろん我々のスタッフのほうも、委託先にもやりますけれども、これは間違っているとか、何もしないで自動的に出てくるわけではないです。

○石田委員 じゃあ、結局、事務局が原案をつくってということですよ。

○上田環境安全課長 はい。

○石田委員 ということは、皆さんも相当関与されているということですよ。相当でもないですか。原案から結構変わるんですか、専門家の意見は。

○環境保健部 そんなには・・・。

○石田委員 「そんなには変わらない」というふうに聞こえましたので。

○上田環境安全課長 だそうです。私は、あまり出ていないのでね、ここは。

○石田委員 そうすると、一番最初のレビューシートの1枚目ですね。成果指標のところはアウトカムというのがあるんですが、アウトカムは、要望に応じて調査を実施しているから、成果指標をあらかじめ設定することはできないと書いてあるんですが、実際には皆さんが、最終的な責任は専門家の方が負うにしても、相当程度、出てきたものについて取捨選択の主導権を握られているということであれば、それがその後、どういうふうにフィードバックされたか、規制が、実際にされたのかというのはもちろん大事ですけども、御自身たちが選んだ物質のうち、どれぐらい有害な物質が検出されたのかというのもアウトカムになるような気がするんですよ。

そういうところを見ると、「この間、事務局原案をやったけど」——先ほどありましたよね。27のうち2は、でも、全部検出されたとか。皆さん、多分、事務局原案をつくられるときに、いろんな知見を見られると思うんですね。文献とか資料とか。

相当練られたものやっつけていらっしゃると思うので、御自身のアウトカムというのもあって、「今年は当たりがよかったね。80%、かなり有害物質検出されたよ。この化学物質を選んでよかったね」とか、「今年はちょっと、30だったな」とか、そういうようなものがあつたほうがモチベーションが上がるというんですか、高い意識で取捨選択に臨むことができる。あるいは、逆にいい数字だったら「さすがだね」と言っていただけというのは、いかがですか。

○上田環境安全課長 これは最初のほうでも言ったかもしれませんが、環境省は、ついつい規制が大好きと思われるかもしれませんが、規制しなくてもよいと確認できたこと自体も、安全だとわかったこと自体も、それをもって喜ぶことが当然かと思うので、規制で、当たり、黒ですとなったものだけをアウトカムとするのはどうかなというのは思います。

例えばですが、今、話をしながら、何かできないかなと思ったのは、先ほどの要望が出たものから実際にチェックすると30/49なのか、そういうところの比率を、それがアウトカムになるのかどうかはありますが、それならあるかなと。

我々は、その後、実際に規制したのかどうかというのは、どうしても化学物質というのは、メーカーで、新しいもの、新しいニーズに応じてどんどん出てきますが、それが安全かどうかを判断していくというので、際限なく技術開発が進んで出てくるんですよ。

ですから、そこのところで物質数を固定するとか何とかというのもナンセンスだしとなると、要望との我々の対応の乖離を指標にするというのは一つあるかもしれませんが、結果と

して規制にしたからというのは、規制部局ならあるかもしれませんが、我々はデータを提供するというふうに役割が限定されている以上は、ややバイアスがかかった指標になるかなど。

例えばですが、成績を上げるために、黒そうなものだけをやって、あとはやらないようにしようとか、そういうことはないと思いますけれども、そういうふうな話になるかもしれないので、若干どうかなと直感的に思います。

○石田委員 国民としては、黒そうなものをどんどんやっていってもらったほうがいいと思いますけどね。

○上田環境安全課長 もちろん、黒そうなものは全部やりますが、黒だけやるとか、簡単なところだけをやるのではなくて、よくわからないものも含めて、出てきたものにはきっちり白は白と言う。もちろん黒を外すわけではない。そんなことは多分、環境省としてのスタンスでないんですけども、成績を上げるために黒だけやるみたいな感じを誘発するような指標というのはよくないかなというふうに思ったところです。

○鈴木官房長 今まとめていただいておりますが、最後に、何かそれぞれもう一言というお話がございましたら。どうぞ。

○清水委員 今のようなお答えですと、結局、どういうふうに規制に結びついたとか、どういうふうに活用されたかというのが、把握しなくてもいいんですというふうな話になってしまおうと思うんですよ。結局、また最初に戻ってしまうと思うんですけどね。

だから、やってこられなかったんだと思うわけですよ。さっきやりますとおっしゃっていたのに、また何か黒だけが問題じゃないという話になると、結局、全部活用されているんだという話になって、とる必要もないという話になりますよね。そうじゃないんじゃないでしょうか。

○上田環境安全課長 私はそういうことを言っているんじゃないで、活用した結果というのは、規制が活用ではなくて、規制をしなかったと判断したことが活用。判断したかどうかであって、判断の結果が白だったか黒だったかということを問うわけではないということです。

○清水委員 その判断も、とられていなかったということですか。

○上田環境安全課長 24年度前には、システムとしては。もちろん、「どうだった」とか、やりとりは聞くんですけども。そういったことはあったかもしれませんが、制度として、全ての物質について、どうだったかフィードバックをとるようになったのは24年度からでございます。それまでは、とっていませんでした。

○鈴木官房長 大体まとまったようですので、小林先生、お願いいたします。

○小林委員 化学物質の環境実態調査指標、この件については、議論の中身でも類推できるように、事業の内容の改善というのが5人、抜本的改善と言われた方が1人ということで、これは、意見がある程度まとまっているのかなど。まとまっているがゆえに、じゃあ、問題点ですかね、どう改善すればいいのかということの御指摘があって、これも議論でかなり集約的に出ていたと思うんですが、要するに要望物質をどうやって絞り込んでいるんだと。その判断基準が明確じゃないから、だから予算が、なぜ、それが適正なのか、それを判断できないでしょうという、これがまとまった御意見だと思います。それは皆さん大体共通して書かれておられます。

それから、たびたび出てきた1社応札の件ですね。これは工夫の余地ありではないのか、ちょっと考えられないのかという御意見も、これまた複数というか、多数の方が御指摘されておられます。

集約すると、大きく言うと、その2点かと思います、御意見は。

以上です。

○鈴木官房長 先生方、よろしゅうございますか。それでは、そのような形で。ありがとうございました。

本当に長時間ありがとうございました。予定しておりました事業のレビューを以上で終了することができました。

本当に、改めまして、取りまとめいただきました小林先生、それから各先生、本当にどうもありがとうございました。

では、事務局から何かありましたら。

○事務局 先生方、ありがとうございました。

各事業の評価結果、それから取りまとめのコメントにつきましては、近日中に環境省のホームページで公開いたします。また、本日の議事録につきましても、まとまり次第、ホームページで公開させていただきます。

それから、本日いただきました御意見、御提言などは、来年度の予算要求や今後の予算執行などに活かせるように検討してまいります。

以上でございます。

○鈴木官房長 それでは、本当にどうも長時間ありがとうございました。

午後 5時10分 閉会

午後 5時10分 閉会